

平成 28 年第 5 回玉城町議会定例会会議録 (第 2 号)

招集年月日 平成 28 年 12 月 7 日 (水)  
 招集の場所 玉城町議会本会議場  
 開 議 平成 28 年 12 月 8 日 (木) (午前 9 時 00 分)  
 出席議員 1 番 中村 長男      2 番 山口 和宏      3 番 竹内 正毅  
           4 番 中西 友子      5 番 前川さおり      6 番 小林 豊  
           7 番 井上 容子      8 番 北川 雅紀      9 番 北 守  
           10 番 坪井 信義      11 番 中瀬 信之      12 番 風口 尚  
           13 番 奥川 直人

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一      副町長 小林 一雄      教育長 田間 宏紀  
 会計管理者 前田 浩三      総合戦略課長 林 裕紀      総務課長 中村 元紀  
 税務住民課長 北岡 明      教育事務局長 中西 元      生活福祉課長 西野 公啓  
 産業振興課長 中世古憲司      建設課長 東 博明      上下水道課長 中西 豊  
 病院老健事務局長 田村 優      老健施設所長 藤川 健      総務課長補佐 里中 和樹  
 生活福祉課長補佐 見並 智俊      監査委員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和      同書記 宮本 尚美      同書記 田中 孝佳吉

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 町政一般に関する質問

質問者	質問内容
北 守 P 2 - P15	(1) 職員の適正な職員管理について
山口 和宏 P15 - P25	(1) 玉城町の高齢者ドライバーの事故について
竹内 正毅 P25 - P35	(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状と今後の取り組みについて (2) 歴史的景観まちづくりの減少と今後の取り組みについて
坪井 信義 P35 - P43	(1) 障害者差別解消法の理解と周知の取り組みについて (2) 人口増対策への取り組みについて

中村 長男 P43 - P51	(1) 社会教育、文化施策の拠点となる図書館の強化について (2) 町営住宅の非常時における救済手段について
風口 尚 P51 - P58	(1) 職員交通安全運転対策について (2) 屋内体育館の対応について
北川 雅紀 P59 - P68	(1) 空き家について

◎開会の宣告 (9時00分開議)

○議長(中瀬 信之) ただ今の出席議員数は13名で定足数に達しております。  
よって、平成28年第5回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 中村 長男君      2番 山口 和宏君

の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

最初に、9番 北 守君の質問を許します。

9番 北 守君。

[9番 北 守 議員が登壇]

《9番 北 守 議員》

○9番(北 守) 失礼します。おはようございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

職員の適正な定員管理等について、お考えをお聞きします。

平成26年の6月議会では、機構改革に伴う職員の定員管理等について、テーマに一遍、質問したことがあります。今回、2回目となります。

後期総合計画が平成28年度から実行されております。その中身を見せていただきますと、その内容を定員管理に取り組むとともに、適材適所の職員配置を進め、職員の能力を最大限発揮できる体制づくりに努めています。また待遇などCS向上を目的とした研修を定期的に実施し、行政サービスの向上を図っていると、はっきりと明記されております。

前回の質問で、少数精鋭主義の考えや、機構改革に伴う職員の定員管理について、定数条例や行財政計画における定員管理を、今後見直す考えはないかという質問をいたしました。会議録のほうも縷々内容を精査しましたが、見てみますと、答弁といたしまして、当時の総務課長でしたが、答弁といたしまして、定員管理適正化計画を今年中という

ことですので、26年度のことでした。に現在進めておるところでございますし、職員の定数につきましても、来年度以降の諸々の業務計画と、そしてまた今、申しあげました定員管理の適正化計画と併せて検討を進めたいと答えていただいたわけでございます。

そこで、お聞きします。

玉城町定員適正化計画が現在できておるのかどうか、まず1点お伺いします。以前に伺ったお話では、総合計画、後期分でございますけれども、明記してあるということでしたので、具体的にどういう計画となっているのか、お聞きいたします。

○議長(中瀬 信之) 9番 北 守君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 北議員から職員の適正な定員管理計画についてのお尋ねをいただきました。ご承知の総合計画の中にも、協働のもとで進める効率的なまちづくりというところで、町の行財政経営指針として掲げております。やはり住民の皆さん方のニーズに合った、効率的な行財政運営をしていくことが、一番重要だと考えておるわけでございます。皆さんのご理解のもとで、全国に先駆けて夜7時まで業務をはじめ、きめ細やかな行政サービスに努めなければならないというところで努力をしておるところでございます。

第3次の玉城町職員の定員適正化計画、28年から5カ年の計画に沿って、取り組みをしておるところでございます。内容については、総務課長から答弁をいたさせますけれども、やはり町を取りまく環境は早いスピードで変化しています。町の将来のための、あるいは住民の皆さん方のニーズに答える施策を前進をさせていくためには、一定の職員体制をとって邁進をしていかなければならんと、こんなふうに考えておるわけでございます。

今後もこの定員の適正化計画をはじめとする諸々の内部体制について、十分留意しながら取り組みを進めたい、こんなふうに考えておるところでございます。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) 町長の答弁の中にごございましたように、適正化計画の具体的な数字的なものを申し述べさせていただきたいと思っております。具体的な計画といたしましては、前期の23年から27年までの定員適正化計画におきましては、186名ということで計画をしてございました。

それで今回の第3次につきましては、186名に7名増やした193名ということで、最終の平成32年度の目標数値ということで定めてございます。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 数字を言っていて、186名ということで、総務課長から答弁いただきましたのですが、町長のほうで取り組みを進めていきたいという決意を述べていただいたわけですが、総合計画を見ますと、この中に、どこの項目に載っておるかというところ、住民ニーズにあった効率的な行政運営という項目のところ、今前段で述べたようなことが、触れていただいております。

具体的に、年次計画が出ていないので、お聞きしたわけですが、その点もちょっと疑問に思いました。さて、例えば玉城町の人件費の予算に占める割合、だいたい60億円の予算でございますけれども、平成22年度には予算全体の中の人件費、それから物件費の中の業務補助員さんも含めての額だと思いますけれども、23.6%でございました。これは数字的なことでございます。

それから、4年か5年経った時点で、平成26年度には18.1まで、年々下がっております。

これは努力の成果だと、行財政計画そのものの結末が、結果的に人件費の予算に占める割合を下げてきたということで、これはある意味、行財政計画が計画どおり上手くいっていることを示す、1つの数字・指標ではないかと私は高く評価しております。

今後も今、町長が進めていきたいとおっしゃってみえたのですが、今後も行財政計画とともに、定員管理適正化計画を続けていくと、私は理解しておるわけですが、平成26年度からの目標値をどのように設定しているのか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 先ほどちょっと186名から193名ということで、前期の計画に対して7名の増ということで、計画をさせていただいたところでございます。これにつきましては、実際の現在の職員数が、27年度末の職員数と前期の計画での差異が生じておりますので、その分の補充もございましたし、あと一部事務組合の解散に伴いましたなかでの、町独自としての収集体制をとる必要があったという部分での増員等も含めた計画となっております。

現行につきましては、27年当初からでいきますと、15名を増加するような格好の計画になってございますので、その内7名につきましては、今回この4月の段階で、補充なり新規採用も含めまして、28年4月に10名の採用をした格好になってございます、10名。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 今、数字的なことでしたので、要は全体的な、町全体ですので、その点、狙いとしては、私は役場の人数でカウントしていたしましたので、ちょっと数字が合わなかったのですが、要はよくわかったのですが、10名採用ということで、よくわかったのですけれども、町長も今後は人口減少が少ないというものの、少子高齢化が進む中、行財政の舵取りは慎重にしていきたいと、前回も述べておられました。

一昨年にお聞きした時もそうでしたが、コンパクトな町であるという地理的な条件によって、少数精鋭主義を貫いておられますが、今となつてはそれだけでは無理があるように、私は思います。効率よく行政を運営していることは評価に値するわけではありますが、しかし、今年は今10名とおっしゃったんですが、事務職員という一つの枠の中で考えてみますと、事務職員は5名、玉城町の場合は病院もあります、ケアハイツもあります、それから保育士さんもおります。それから事務職員もおります。給食の方、清掃の方、いろんな方がおみえになりますけれども、事務職員という一つの枠で考えますと、今年事務職員が5名採用されました。29年度は募集要綱で募集されましたので、保育士さん以外は採用の予定がないということで、来年は事務職員が入ってこない。今、カウント10名になるのは何故10名になるのか、よくわかりませんが、27年度には、定年退職者が2人おりました。

それから、28年の途中で一人お辞めになられた。それからこの28年末にはですね、また2人の定年退職を迎えられる方がみえます。さらには職員から教育長にあがられた、こういうこともありますので、実際、5名採用したのですけれども、退職とかいろんな諸々の条件が重なって、プラスマイナス0どころが、マイナスになると。もしくはマイナスというそういう事態が、今起きておるわけです。

以前から不補充もあると思うのですけれども、その不補充分の退職補充を考えてはどうかと思うのですが、そういうお考えはないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） すいません。1点、先ほどの答弁の中で、10名と申しましたのですけれども、申し訳ありません、病院等も含めると12名ということで、ご理解いただきたいと思います。訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

それから、北議員おっしゃいますように、一般事務だけに限りまして5名の採用ということになるかと思いますが。

それから、あと定員管理適正化計画の中では、退職者につきましては、補充をしていくという考え方を、前回からとっておるところでございますので、今回につきましては、それにまして増員をしておりますので、退職された者についての補充というのは、順次させていただきたいと考えてございます。

今年度につきましては、年度途中におきまして、退職された方、異動等によりまして、減っておる部分もあろうかと思いますが、この分につきましては、翌年度以降に採用して補充をしていきたいという考え方でございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 今、総務課長から12名と訂正があったのですけれども、要は病院、看護師さんも非常に確保というのですか、働きに来ていただける方が少ないということで、大変ご苦労なさっておるわけですが、事務職員にひとつ視点を当てて、今しゃべっておりますので、その点よろしくお願いします。

今の話をちょっと留めますと、退職した者の補充はしていくと、こういう理解をさせていただいたのですけど、来年度は是非どのぐらいの規模で、補充を考えているのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 29年度の新規採用、来年の募集の関係でございますけれども、それにつきましては、再任用職員等のバランス等も考えた中で、できる限り不足のないような格好での、若干名の補充という考え方を持っております。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） この頃は60歳を超えても、再任用というひとつの制度がございますので、是非、再任用を希望される方がおりましたら、是非お願いしたいのですが、そういうことも含めて、そういう人事担当の方が、また町長のほうで是非、若干名ということでお聞きしたので、募集をお願いしたいと思います。

それから、業務の円滑ということで、これからは一遍に採用するという、いわゆる団子型というのは非常に良くないということで、後でも触れますけれども、なんぼ一遍に5人辞めたから5人ということにはならないと思いますが、計画的に採用をお願いしたいと思います。

それから、今も言いましたように、多くの職員さんが退職補充を願っているということ、よく耳にします。十分な退職補充を是非これからも実現していただきたいと思います。以前にも申し上げましたように、役場は工場の生産ラインがあるというものではありません。住民さんのサービスが第一と考えて、例えば福祉は人がいなければ、福祉は成り立ちませんので、そういう点で第一と考えております。

人こそ業務の原点であり、接遇が大切なことは、町長自らが一番知っておられることだと思います。年度の途中で、病気で長期に休んだ場合や、退職があった場合は、業務補助員等の職員を直ぐに採用するなど、迅速な対応が住民へのサービスの低下を防ぐ、唯一の

道だと思うのですが、当座、補充していくルールはどのようになっておるのかどうか、お伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 今、明確なルールというのはございませんでして、その時々状況に応じた中での対応をさせていただいておる状況でございます。例えば2カ月の休職が出されたという場合でございますけれども、即座に臨時職員等を雇用して、どうしても募集等もかける期間が出てまいりますし、また、必要な教育等も受けさす期間が必要だと考えますので、実質、2カ月のうち1カ月程度しか補充できないような状況にもなりかねないかと思えます。業務補助員で対応することによりまして、ルールが、業務がスムーズに進むというものであれば、それにつきましては、即座に対応させていただきますし、また、職員の全体の数、その他の職員の数であるとか、業務の繁忙期であるかどうかなど、その辺り全般的な判断のもとで、採用等による臨時職員等の補充を考えておるという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 1つの例をあげていただきました。2カ月休んだ場合ということで、休んでおられる方も、これは実際気持ちよく休むというのか、療養するということにはならないと、やっぱり安心して休んでいただくということも、必要やないかと思うので、今、当座のケースバイケースで、どういう事態が起こるか、それに対応するのはやっぱり人事の担当の方だと思うのですけれども、やり方の1つとして、これは提案ですけれども、例えば1週間とか1カ月という、なかなか人は来てくれないと思うのです。

そこで、休職に入ったとか、長期の病気に入ったとかいうことだと、事前に総務のほうへ応募者の補充というのですか、登録をしておいていただいて、それを順次聞いていく、直ぐにでも対応できるようにしていく。そういう方法も考えてはどうかと思うんですよ。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 以前にも、そういう登録制というのを検討させていただいたような部分もあったわけでございますけれども、その時々状況によりますけれども、一応その辺りというのも、今後また再度検討させていただきたいと思えます。議員のおっしゃるように、住民サービスの低下を招かないようにということが、第一に考えておりますので、職員一丸となって、今現在も対応しているところでございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） それなら是非お願いいたします。

さて、話が変わるわけですが、玉城町のラスパイレス指数、これは聞き慣れない言葉ですけれども、一般の住民の皆さんには、あとで説明をさせていただこうと思うのですけれども、平成27年度指数で、玉城町は94.2と、県下の町29市町あるわけですが、町の平均で、15あるのですけれども、平均で97.0です。

それで、全国の町村の平均、長野県の何処どころか、沖縄の何処どここの村ということも含めて、ラスパイレス指数が95.8、全国平均が95.8です。ところが、玉城町は94.2、あまり低い低いという怒られますが、これは実際の広報にも出ておる、広報に出ておるのかな、数字でございますので、公的な数字でございますので、はっきりと言わさせられますけれども、そういうふうに非常に低いと、私は懸念しておるわけです。それで、ラス

パイレース指数というのは一体なにかということで、テレビをご覧の皆さんにも、ちょっと説明しておかないかと思うのですが、国家公務員と地方公務員の給与の比較をした、統計学的な数値です。国を100とした場合、地方公務員の給与はどれぐらいにあたるのか、どれぐらいの額になるのか。これを数値化したもので、玉城町は94.2と、国家公務員から比べてはるかに100を下回っておりますので、低いということになるわけですが、国家公務員と地方公務員との比較、これの統計学的な数字だにご理解願いたいと思います。

ここで、玉城町はラスパイレース指数が何故低いのか。分析されていたらお聞きいたします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 北議員おっしゃるように、ラスパイレース指数というのは、国の職員との比較ということになるかと思えます。今回の94.2ということで、平成27年度のラスパイレース指数というわけでございますけれども、前年度につきましては95.0ということで、26年から27年にかけて、0.8ポイント低下したという状況でございます。この要因的なものとしましては、経験年数階層ごとにおける職員数の分布の状況が変わったことによりまして、低くなったものという捉え方をさせていただいております。

また、規模の小さな団体になりますと、少しの職員の異動によりまして、大きく変動するという格好になってございますし、当然、県であるとか、市レベルでみますと、町村につきましては、低い数字というのが全国的な話でございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） そういうことで分析をしておられるということで、規模が小さいと多少の変動でもということですが、実は一昨年、かなり職員さんの昇給・昇格等があったので期待をしておったのですが、私自身は昇格年齢が関係しておるのかなと思うのですが、要は国との比較ですから、そこら辺が違うということでしたので、せめて国の任用との比較ですから、国と地方との比較ですから、低ければ底上げを考えてもええんやないかと思えます。

例えば、合法的な方法といたしまして、低ければ職員の能力に応じて、特別昇給、これも町長是非考えてあげてほしいと思うのですが、この点、是非このことについては改善されるようお願いいたします。

それから、また2016年の人事院勧告、これが出ております。今回の今議会の給与条例の一部改正でも、この人事院勧告に基づく給与改定の条例案が出ておるわけですが、これを端的に言いますと給与、給料ではなしに給与ですので、ちょっとお間違いがないように、給与で平均0.2%、勤勉手当で0.1カ月の引き上げの勧告が出ております。その他諸々の扶養手当とか色々出ておりますが、まずは是非、人事院勧告のこの本議案を、我々も賛成させていただきたいと思えますし、本議案の完全実施をお願いしたいと思えます。

それから、玉城町の給与の水準、これは広報に出ておりました。玉城町の場合は平均年齢が43.1歳でございます。34万9,900円ということは、給料プラス扶養手当、通勤手当、それから諸々のそういう手当も含めた額を平均したもので、34万9,000円ですので、給料と間違えといけませんけれども、34万9,900円と、広報では出ておりました。

これを大学卒で考えますと、18年目にあたるわけですが、18年で大学卒の初任給が、ちょっと出ておったのですが、ちょっと今すつと手許に不出ますので、要は43歳とい

ますと、子どももお金の要る時期ですし、子育ての一番真っ最中の時期、この時期に数字だけを言っても、なかなかわかりにくいのですけれども、三重県の県下でも、この数字は下から何番目と数えていいぐらいの結果が出ておるわけです。

そこで十分な給与をいただくということ、給与を支給するということは、働き具合にも関係してくる。意欲とか色々なものが関係してくる。県下の下におるとということについて、やっぱり考える必要があると思うのです。これは是非改善をされることを望みたいと思います。今後、検討する考えはあるのかないのか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 給与に関しましての人事院勧告につきましては、これまでもほぼ完全実施をさせていただいておると考えておりますので、今後もその方針で変えさせていただきたいと考えてございます。また、昇給・昇格につきましては、勤務成績に基づいて行っているわけではございますけれども、今年度から人事評価制度を本格導入し、今後その運用の中での昇給等も考えていきたいというところでございます。

また、県下の順位でございますけれども、先ほど北議員おっしゃって見えましてラスパイレース指数によりますと、県下で下から5番目という状況になってございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 是非、ラスパイレース指数、それから平均給与の底上げをお願いしたいと。本当は町長にお伺いしたいぐらいですが、その点は特別昇給してでも、底上げをしてあげてくださいということをお願いして、ここの項は終わりますけれども、次のテーマに移っていきますが、国においては今現在、休むと働くの好循環と銘打って、夫婦で子育て、男性育休問題など少子高齢化対策に効果があるとされる、働き方改革について、議論が交わされております。

ここでちょっと紹介させていただきますが、経営特区による働き方宣言が出ております。ちょっとここで紹介させていただきます。労働力人口が減少する中で、持続的な成長をとげていくためには、女性、若者、高齢者など多様な人材が働きやすい職場環境を整備することで、従業員一人ひとりの健康を保持し、生産性を高め創造性の発揮を促していくことが必要であります。

特に仕事の質を高めながら、諸外国に比し長い労働時間の是正や、平均取得率が5割にも満たない年休の取得を促進していくことが、喫緊の課題となっています。そこで、我々経済界は経団連とか、同友会とかございますけれども、経済界は経営トップ自らのリーダーシップにより、働き方・休み方改革を積極的かつ持続的に推進することを宣言しますと、こういうふうの高々に今宣言しておるわけです。

ここでいわゆる実行するためのいくつかのプランを、その後、載せておるわけですが、ここでもう今既に国のほうで動き出しております、この改革案を玉城町として、働き方改革を押し進める立場から、何か具体的なものを考えているのかどうか、その点お伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） これにつきましては、昨年からはワークライフバランスに関する研修などを実施し、職員の意識改革に努めているところでございます。またノー残業デーの取り組みについても、強化をさせていただきたいというところでございます。また、玉城町の特定事業主の行動計画等の中に、職員の勤務環境の中で、出産時における父親の休暇の取得の促進であるとか、育児休業の取得の部分というのを、うたったものもございま



すので、また 27 年には女性活躍推進法に基づく特定事業主の行動計画を作成するにあたりまして、男性の育児休業等の取得の日数等も調査をした中で、1 名の方が取っておるといふ状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9 番（北 守） 是非、働き方が職員さんに浸透するように、教育ご指導をお願いしたいと思ひます。この中で、働き方について、少し出てきますのですが、いわゆるアクションプログラムというのですか、行動計画の行動項目の中に出てくるわけですけれども、働き方について、玉城町の場合、年休消化率が、ちょっとその前にすいません。玉城町の場合、平均一人あたりの年休所得率はどんなものか、その点お伺ひします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 平成 27 年の勤務状況等に関する調査によりまして、一人あたりが 3.7 日ということになってございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9 番（北 守） 3.7 日、働き方、この宣言については、この中で具体的な取組例の中で、出てくるわけですけれども、玉城町の場合、年休消化率が平均 3.7 日、公務員の場合は採用された時点から 20 日、さらには長年勤務されておられる方は、最高 40 日まで年休を行使することができる、いわゆる年休が付与されるということですが、その中で 3.7 日ということですが、今の経営トップによる働き方宣言においては、提言にもありますということでありまして、あと 3 日程度の年休取得や、ノー残業デーの徹底など、働き方改革をはっきりと明記されております。

そういう点で、あと 3 日、なんとかこの 3.7 日に 3 日休んでもらうようにお願いしたいのですが、そういう点の実現を是非お願いしたいと思ひます。できるようにするためには、少数精鋭は堅持しつつも、色々なやり方はあろうかと思ひます。必要な人を必要な時に、増やしていくのが一番いいのではないかと思ひますけれども、そういう人を増やしていく考えはないのかどうか、お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 有給取得に関しまして、単純に人を増やせば有給所得ができるかと、そういう単純なものではないという考え方を持っております。個々の職員が業務の効率化をめざし、能力の向上をさせることも必要でありまして、その部分を今、今後その取り組みを進めておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9 番（北 守） 是非これもお願いという格好になってしまいます。誠実な対応をお願いしたいと思ひます。

それから、住民サービスの点ではかなり業務にしわ寄せがきているように思ひます。これは外部から見ていての話ですけども、各課を見ても、事務補助者も含めて余裕がないのが課、間違いといったら間違いですが、かなり多いと。例えば間違いだけだったらいいのですが、住民さんからの何かのことがあって、その業務が権利や得喪に関わる問題でも、その業務が混んでいるという理由で、なかなか業務の処理が遅いということで、迷惑がかかってきておるのやないかなと、これは推測ですが、そこで、いろんな役場の中でもことがあるのですけれども、ひやりとするような、いわゆるヒヤリハット、今、流行りの言葉があると思うのですが、実際には大きな出来事につながったことはあるのかない

のか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） おっしゃるように、ヒヤリハットということで、報告等も職員の方にも求めてございます。確かな小さな誤りミスというのですが、それがありますと、300 件に1件は大きな事故が起こるという法則等もあるようでございまして、その部分につきまして、今、報告書を提出させまして、課内での情報共有等をいたしまして、再発防止に今、努めておるところでございまして。

おっしゃるように混雑、忙しいからということで、混んでいるからということで、住民に対しての迷惑をかけないように、職員一丸となって努力しておるところでございまして。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 大きな出来事もあろうかと思えます。ここでは具体的な話は避けていただいたようですが、今述べてもろたように、役場というところは、いろんな方が本当に毎日ご出勤なさる方もおみえになるかもわかりません。そやけども、住民票をもらいにくるのに、年に一遍、あるいは3年に一遍という方もおみえになります。そういうことも含めて、是非そういう点ではひやりとするようなことのないよう、大小の・・事例があると思えますが、そういうふうにご注意をいただきたいと思います。

それから、ここで町長にお伺いするわけですが、余裕のなる業務が一体できておるのかどうか。町長のご判断はどのように考えておられますか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 余裕がある業務ができていくということよりも、何度も申し上げておりますように、基本は少数精鋭で住民ニーズに添えていくということではなければならないと思えますし、職員はそれぞれ所管の担当する職務の処理能力を向上してもらわなければならないと思っております。

やはり町が持続して発展をしていくためには、経常経費の増嵩をたえず留意をしていくということが必要であると思っております。特に町民の皆さん方にもご理解いただける範囲の中で、職員体制を考えていく必要があると思っております。

繰り返して少ない人数の中で、より効率的、効果的な人材を配置して、職員においても働きやすい職場環境を、つくっていくこと。これが重要ではないかと今、考えておりました。取り組みをさせていただいておるところでございまして。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 町長のお考えと職員の考えが、かなりズレておるのかなという感想を受けたんですけども、これはこれとして、それは指導者の立場からのものの見方というのはあるかと思っておりますので、ここで今町長の言っていたように、少数精鋭、これほどこの産業においても、職員を人減らし、それからいわゆる期間工の配置とか、いろんなことであらゆる努力をなされておるということで、少数精鋭ということ堅持しつつということでお伺いしたわけですが、職員にまずは忙しすぎてというのは理由にならぬともわかりませんが、活気がないと、やはり住民につけを回すことになるんです。

住民サービスの低下を招いたり、挨拶や笑顔を消えた冷たい役場になってしまう。こういうことになってはいかんと、こう私は思うのですが、例えば書類をチェックする場合、チェックする人がおらへんと、こういうことも現実にあるのやないかと思うんです。仕事をやっぱり協力する、それから、チェックする人がいない。それで、仕事に余裕があるか

ら少し隣の人の仕事をしてあげましょうよという協力体制がなくなってしまう。それから、もう1つ、一番町長が言っていたおのりなのですが、いわゆる縦割り行政が顕著に現れてくるということは、自分たちのエリアを守ろうとするだけで精一杯やと、こういうことで弊害が出てくるのやないかと思えます。

町長のめざす、そこで今も先に答弁していただいたような格好になるのやないかと思うのですが、町長のめざす事業が、うまく満足のいく行政が行われているのかどうか。その点、うまく回転しているのかどうかお伺いします。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) この事業の成果については、毎年公表しておりますし、また議員の皆さん方も目を通していただいております。そんな中で、多くの事業をさせていただいておりますけれども、なかなか全てが満足というところまではいっておりません。しかし、多くの皆さん方の協力をいただいて、概ね順調に町政を進めさせていただいておりますと考えておる次第でございます。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 町長の考えよくわかりました。

次に、職場における病気についても、少し気になるところでございます。職員へのプレッシャー、いわゆる仕事上から家庭の問題もあるのかと思えますけれども、プレッシャーがかかると精神的な病気の発生、それで休職や退職が出てしまう。また、さらに行財政改革の推進、これは今回の数字からいきますと、増やすということになっておりますのですけれども、推進により職員が減るといった、悪い循環が今、生まれてきておるんじゃないかと思えます。

是非、悪いサイクルを断ち切っていただきたい。このようにこの場で申し上げます。仕事が雑になっていないか。また、定型的な仕事で終わっていないか。住民サービスにおいても満足してもらえるのか。その点、分析されていたらお聞きいたします。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) 町の事業につきましては、多くが定型的な業務であります。業務のやり方については、常に改善ができるように心がけているところでございます。また、満足してもらえているかどうかという部分でございますけれども、総合計画を策定するにあたりましてのアンケート調査の中では、その中で玉城町が住みやすいかどうかということの問いをしてございます。

その中で住みやすいという方が45%。どちらかといえば住みやすいという方が45.7%、併せまして9割を超える方が、住みやすいという評価をいただいておりますことなので、概ね満足していただいておりますのではないかと考え方でございます。

また、政策ごとの重要性なり、満足度の調査というの、同時に行っておりまして、満足度の平均といたしましては、0.24ということで、前回の調査よりも向上しておりますという状況でございます。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 満足度が90%以上ということで、この水準はやっぱり落としていただきたくないと思えます。是非、職員が少ないからという理由だけで、こういうことじゃなしに、住民サービスの立場から、こういう結果が出ておるということ、今お聞きしたわけですが、玉城町の職員構成を見ますと、ちょっと端折りますので、すいません。一般

行政職で、今も言わせてもらったように、58名ということで、広報に出ております。その中の内訳は前回、20代何名と聞かさせていただきましたので、内訳は省略しますが、かい摘んで言いますと、40代から50代が4分の3を占めておるわけです。58人の中の4分の3を占めておると、こういう状況が今、玉城町に生まれてきております。

職員が退職することによって、給与とか退職積立、あるいは扶養手当、それから、共済費とか、色々も諸々のものが1人の人に対して、色々と支払われるわけですが、例えば給料で700万円前後の課長職がお辞めになられるとしたら、だいたいいくら額がかかっているのかどうか。それから、大学卒の新卒を採用した場合、いくらぐらいの費用になるのかとか、その点お伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 一般職が退職いたしますと、1名につき約1,000万円程度の費用というのが減少する格好になります。また、大卒の新規採用の場合ですと、年間の人件費といたしましては、共済費等も含めまして、約350万円程度になろうかと思えます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 退職前の管理職の方ですと、1,000万円、年報で700万円前後だと思えます。玉城町の給料表からいきますと、それぐらいで私も試算したことがあるのですが、それぐらいだと思います。その方がお一人がお辞めになられたということで、新規の大学の職員を採用することになれば、アバウトですと今350万円とおっしゃってみえたのですから、アバウトで3人弱は雇用できるということになりますね、計算上は。

玉城町は全国的な視点から見まして、これに26年度の資料でございます。総務省の決算統計を見ても、全国の自治体が1,718自治体あるわけです。玉城町と同じような人口構成、それから産業構成、色々な諸々のよく似た自治体が、その中にあっても、23自治体ということになるわけですが、これを類似団体と呼んでおります。

この中で、玉城町は財政力指数、これ聞き慣れない言葉です。財政力指数が0.60で類似団体に至っては0.47、23類似団体があるわけですが、第4位、上から数えて4番目ということに、高い位置にあります。このことは、行財政計画ないしは、いろんな諸々のそういう手立てをしてきて、玉城町は健全な町ということに、私は評価しておるわけですが、財政力指数というのが、一体何なのかというのをちょっと説明しておかないかんと思うのですが、1.0が1つの上限です。最高1.0です。

それで数値化したもので、限りなく1に近いほど自治体の財政力があると、力があるということになります。ということは、玉城町は6割に力、0.6ですから、比較のしようがないと思いますが、三重県平均で0.59です。全国平均で0.49です。ということは、ここでも高い位置にあります。それからまたもう1つ、経常収支比率、今、町長もおっしゃって見えました。それに努めていきますということですが、今、78.7になっております。類似団体におきましては、85.5で、玉城町の順位は上から2番目、第2位です。これもある意味、町民にとってもこれは健全な町だということで、評価には値します。

経常経費比率というのは一体何かということも、ちょっと説明しておかないかんのですけれども、これが例えば78.7と、玉城町、今、言いました。100が1つの基準に、近いほど財政が硬直化してしまうと。

○議長（中瀬 信之） 続けてください。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番(北 守) よろしいですか。ちょっと途中で困りますよ、そういうの。

○議長(中瀬 信之) 静かにしてください。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 経常経費比率というのは、皆さん聞いていただいております方もみえるんですけども、数値が100に近いほど財政が硬直化して、町長の使う金がなくなってしまう。例えば玉城町が60億円の今、予算を組んでおります。それで、仮に約60億円の予算で、78の経常経費比率ですと、町長が事業とかいろいろな諸々のものに使えるお金が、13億円やと。それから、残りの47億円はというと、人件費、物件費、あるいは扶助費、そういうどうしても出さないかんお金ということになるわけで、玉城町はある意味、玉城町がコメントしておる中には、国から市町村に求められている0.75以下をめざすということになっておりますので、あともう一步でクリアーできるのではないかとこのところまできております。

因みに、三重県の平均が90.7でございます。全国平均は91.3でございます。それからもう1点だけ、ちょっと時間も押し迫ってきましたので、ちょっと言いたいことがあるのですが、人口一人あたりの人件費、物件費、これは玉城町は1万5,500某の、1万5,700人ぐらいにもうなっておるのでしょうか、増えておりますので、これを人件費の単純に割ったお金が、11万7,317円、1人あたりかかっておると。

ところが類似団体に比較しますと、22万6,135円で2分の1の額ですんでおるということですので、これも順位からいうたら第3位、いわゆるトップ集団をキープしておるということになるわけでありまして。全国平均でも11万9,984円ですので、ここでお伺いするわけですが、この数字が全国トップに近いような集団につけておって、なぜ全国トップのレベルになっているのか。またトップレベルでなければならぬのか。行財政計画の成果として、うまくいったと評価しておるのか。分析も交えてお考えをお聞きいたします。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) 1人あたりの行政コストにつきましては、過去からの行財政計画によりまして、低い状態になっておりまして、トップレベルのほうを走っておるということでございます。先ほど北議員がおっしゃって見えました類似団体等の考え方でございますけれども、例えば面積を1つとってみましても、玉城町の場合は約41平方キロでございますけれども、類似団体の平均といたしまして、131平方キロということで、玉城町の約3倍ということになってございます。

当然面積が広ければ行政効率が悪くならうかと思えます。玉城町の場合、コンパクトな町でありまして、行政効率がいいという部分も、この1つの要因ではないかと考えてございます。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 分析もされておるということで、行財政計画の成果と、それから、自然とトップに躍り出たという感想を受けたわけですけども、ここで聞きたいのが、人員確保、ラスパイレスを置き去りにしてきて、何とやっぱり考えておられるのかなと、こういうところに疑問を持つわけです。どういうふうにごこの点はお考えでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) 人員については町長も答弁の中でも申しましたように、十分な人というのは確保していない状況になっておるかと考えてございます。またラスパイレス

指数につきましては、職員の少ない団体になりますと、異動によりまして、大きく変わってくるということでございます。また、因みにまだ試算値でございますけども、28年度のラスパイレス指数につきましては、95.8という試算値が出ております。昨年から比べますと、かなり上昇する格好になろうかと思えます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 町長のほうもお認めいただいたように、職員が多いとは言いませんけれども、少ないだろうということで、認めていただいておりますので、是非この点、改善をお願いしたいと思います。もっと突っ込んで言ったら、全国的全職種、例えば病院から、それからもうそんなら、ここら辺はカットしますけども、全職数の職員数、病院とかケアハイツとか、それから保育所とか、役場の職員さんとか、おしなべて割って、6.73人なんですよ。

それで、町のコメントにも出ています。全国、三重県、類似団体を下回っているということは、それだけ行政効率よくやっておるのか。少数精鋭主義を貫いて、貫いて、貫ききったのか、そこら辺はわかりませんが、そういう数字が出ております。

それから、前回の行財政プランの中で、玉城町はというと、人口千人あたり3.31人ということで、近隣の町、多気町は5.45人ですので、低いということだけ、ここで申し述べておきます。

それから、町長にもお伺いしますが、今まで縷々質問してまいりましたのですが、人員の確保について、再度お聞きしたいと思います。人員補充も含め、どう考えているのか、現在の職員数は適正と考えているのか、お考えを再度お聞きします。また、住民サービスについて、低下していないのかどうか、心配するところですが、この点の見解もあればお願いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 色々数字も近隣市町、臨団の比較もしていただいて、評価をいただいております。これは一重に町民の皆さん方の日頃からのご理解のお蔭だと思っております。町が持続して発展をしていくためには、まず基本的に健全財政でなければならんと、こんなふうに思っています。今ご承知のように、国や県あるいはいろんな経済状況の変化で、小さな自治体でありますから、いつどんな形で影響があるかわかりません。毎年毎年時系列にみておりましたも、いろんな税収の問題にいたしましても、大変変化がある時期があるわけでありまして、いかに持続して玉城町が発展をしていくために、常に健全財政に心がけて、住民サービスにあたっていくということが、基本だというふうに思っています。

一度悪化した財政は、なかなか復活するのが難しいというのは、他の全国自治体でもあるわけですから、そういうことにならないように努めていくことが必要だと認識をしておりますし、また、取り巻く環境が少子高齢化をはじめ、色々変化をしておりますから、それに先駆けて対応する部分の人員確保、これは努めていかなければいかんという考え方で、今もおるわけでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 町長のお考えお聞かせねがいました。最後に職員のちょっとしたミス、これが役場の信用をなくすことが、一番怖いことです。それで被害を被るのは住民であって、犠牲者は住民です。ここをやっぱりしっかり抑えていただきたい。今後、人手不足と

ということで、住民の不利益にならないようお願いいたします。少数精鋭で行政をなさっておられる、行政改革においても効率性という側面では、高く評価してもいいのではないかと思います。他方では住民サービスの低下につながる恐れがありますので、そこら辺は町長は良くご認識なさっておると思います。

それから、最後になりますが、今後も行財政改革を進めていただきながらも、職員の補充、いろんな問題も積極的に住民サービスの低下にならないように、一層の向上をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、北 守君の質問が終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩とします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

一般質問を続けます。

次に、2番 山口 和宏君の質問を許します。

2番 山口 和宏君。

[2番 山口 和宏 議員が登壇]

### 《2番 山口 和宏 議員》

○2番（山口 和宏） 2番 山口です。おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

質問事項といたしまして、1点でございます。玉城町の高齢者ドライバーの事故について、1点お願いしたいと思っております。

それでは、質問に入るわけでございますが、(1)の昨今、マスコミ関係で多発化する高齢者ドライバーの死亡事故が報道されているが、玉城町の現状と課題、今後の対応を聞いていきます。

私も3年ほど経ちますと、前期高齢者の仲間入りをするわけでございます。そういう年に私もなってきました。それを踏まえながら、私自身自身を正すということも含めまして、この質問をさせていただくわけでございますが、皆さんもご存知のとおり、私は仕事上、普段から大きな車を運転して、転がしているわけでございます。そういった中で、多々目にすることも多いわけでございますが、交通ルールは守るべきです。そやけども、やっぱり交通の流れというものは、場所・場所では多々あると思っております。高齢者の私もちょこちょここと気がつくのですが、ちょっと側道から落ちて、そのままキョロキョロして、ああっと思う方を見てもみますと、失礼ですが、高齢者の方が多く見受けられます。急にハンドルをきって曲がったりとか、そういうことは多々多々、遭遇するわけです。

その中で、師走に入ってきましたけど、全国的に交通安全週間に入りました。また県下でも交通事故の前年比を、この前も新聞にも載っておりましたが、増加する状態であります。また、交通事故死亡者数の中で過半数は高齢者という記事も載っておりますが、そこで皆さんちょっと考えてみますと、今までは高齢者の事故といいますが、被害者で加害者というニュアンスはちょっと低かったと思っておりますが、ほとんど弱い人の立場の方の子ども、老人の方が被害者のイメージが強かったと思っております。

そこで、こここのところマスコミなど、新聞やテレビなどで報道されているのが、高齢者

ドライバー、加害者になります、この頃。加害者の事故が、やっぱり目立ってきておるといふ状況が多くなってきました。昔からちょっと被害者のほうの老人、高齢者というイメージから加害者というほうに少しずつ変わってきているのかなと、私はこの頃ちょっと思う次第でございます。

これも国全体でみますと、1970年代が交通事故死亡率が一番ピークで、それから2000年に入り、減少をずっと続けていて、ここに2、3年でちょっとまた上向き傾向になっているのかなとは思いますが、その中でやっぱり高齢者ドライバー、加害者になってしまう高齢者事故数は、やっぱり右肩上がりです。そういったことを踏まえまして、要点の中に6点ばかり、項目をあげておりますので、順次、お聞きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そういったところで、高齢者事故の状況と、玉城町の交通事故の現状と特徴をお聞きしていきたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 2番 山口和宏君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 山口議員から玉城町の高齢者ドライバーの事故についてのお尋ねをいただきました。高齢化が進んでいる、日本の社会であります。ご質問をいただきましたように、高齢者ドライバーによるところの事故が発生をしておる昨今でございます、11月の上旬でございますけれども、横浜市で集団登校中の中に、87歳の高齢者ドライバーによって、痛ましい事故が発生をしたわけでありまして、小学校1年生の男子児童が亡くなったということは、皆さんご承知のとおりでございます。

高齢者だけではありませんけれども、新聞では毎日のように事故が発生をしておって、なかなか減少しないという状況でございます。町といたしましても、安心して暮らせる玉城町をつくっていかうということを取らぬと取り組んでおるわけでありまして、このことに緊急対策で取り組んでいかなければならぬと思っておりますが、前回もご質問いただいて、前回の議会でもございましたと思ひますが、答弁を申し上げましたが、伊勢警察の発表では、年間400件を超える事故が町内で発生をしておると。つまり1日1件以上、町内で発生をしておるといふことでございます。

その対策を緊急に講じていくということが、町としても課題であると思っておりますし、具体的な取り組みをしておる部分もありますけれども、まだまだ不足をしておりますので、今後このことの強化をしていきたいと考えております。後段の個々のご質問の内容につきまして、担当課長から追って答弁をいたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただいております、まず高齢者の事故の現状と、玉城町の交通事故の現状や、また状況についてでございますけれども、まず平成28年10月、今年度の10月末に三重県警察本部のほうから、高齢者の交通事故の概要につきまして、発表されております。この数字を見ました時に、高齢者の死亡、これは死亡事故の人数になりますけれども、昨年との比較で11人多い49名ということになっておりまして、事故全体では三重県下で90人となっております。そのほとんど半数以上が、65歳以上の高齢者ということになっておりまして、このような傾向が平成24年度以降、ずっと続いているということで、今年度、昨年比で20人を超えているということで、県内では交通死亡事故非常事態宣言が発令をされているということにもなっております。



一方玉城町の現状を見ました時に、これは人身事故の件数にはなるのですけれども、今年26件、高齢者の事故の件数も、このうちの6件ということで、昨年と比較をしますと、少し少なくなっておりますけれども、県内全体で見ますと非常に多いということもありますし、この中には物損とか軽微な事故は入っておりませんので、高齢者の事故というのは憂慮される状態であることは間違いないと、そういうことでございます。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） 今、課長の方から説明をいただきましたわけですが、やっぱり年々高齢者が関わる事故というのは、増える状態だというご答弁でございますが、ちょっとこの数字の中でお聞きしていきたいのですが、玉城町のこれ26件と答弁をいただきましたが、この先ほども冒頭に述べましたが、これは関わる死亡事故ですけれども、死亡事故じゃなくて、人身ということですか。死亡事故はなかったのではないかと思いますけれども、その中でやっぱり高齢者ドライバーが、その中で6件ありますけれども、これは先ほど冒頭に申しておるように、加害者と伺える事故も中にはあるのですか、そういうのはちょっとわかりませんか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただいています、玉城町の6件の内訳でございますが、今ちょっと私の手許にはございませんが、三重県下の見ました時に、この人身事故の特に多いものは、特に出会い頭の事故であったりとか、また追突、これがだいたい6割ほどを占めておりますので、これに類似するような数字ではないかと推測はされると思います。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） わかりました。データとしては、そういうことかなと思います。先ほど答弁がありましたように、確かに高齢者という、やっぱりうっかり出会い頭の事故が多いという答弁がありましたけれども、私もやっぱりそれを聞いて、納得するところでございます。私も年は年で、まだ自分自身は若いとは思っておりますが、やっぱりうっかり、そやで確認を怠った時には、ぱっといった時には、車が行ったりということは、多々多々、自分自身も経験するわけです。そういうところをみると、高齢者の事故は、報道されているように、確かにこの頃、加害者側に多く、加害者側の事故が多いのは確かなんかなというところは、ちょっと感じておる次第でございます。

そういった中で、玉城町の次の質問に入るわけですが、玉城町の交通事故の防止対策、前回、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、9月議会で竹内議員が少しこれに触れられたと思いますけれども、その時とは少し内容的には、どうなんかということでお聞きするわけですが、その点はどうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただいております玉城町の交通事故防止対策の現状でございますけれども、まずこれは交通安全運動や県民運動、先ほど町長が冒頭に申し上げましたように、そういう運動を通じて年4回、交通安全協会等を通じまして、田丸駅前であるとか、サニーロードの勝田西交差点におきまして、街頭啓発とか、またノボリによります啓発、特に今年はノボリの数も増やしたり、また啓発をさせていただく場所も、拡大をさせていただきまして、現在そういう取り組みをさせていただいております。

さらに今年度は特に、老人クラブ連合会の方々、特に役員の皆さん方に、急きょお集ま

りをいただきまして、警察等の取り組みで積極的に、そういったことをやっていこうということで、年明けからそういうような一層の強化を図っていく予定であります。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） 答弁いただきましたけども、9月のほうで聞かせていただいた、内容としては幟旗が多くなったり、数を増やしたりということで、何らそう大きな変りはないかと思いますが、今日も登庁する時に、玄関口に高齢者事故対策という幟を、見受けました。そういう幟の啓発というのは、多くやっているということで理解いたしますが、前段の質問の中にも、特徴とって聞かせていただいたので、やっぱり出会い頭の事故やうっかりとした事故で、自損を含めた事故も多々あると思います。そういったことの特徴、玉城町内での特徴、事故の特徴をつかんで、また対策というの、やっぱり考えていくべきではないかと思いますが、そういったところと、今年、答弁の方に老人クラブと警察と懇談をして、検討されたということですが、これは老人クラブという、高齢者というわけでございますが、その中で検討されたことを、わかりましたら、ちょっと教えていただけますか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先日の役員会の中でも、早速年明け1月中には、警察官とのいろんな実地指導であるとか、また講演会を今年中には実施していこうということで、より具体的なところは、まだ決まっておられませんし、会場とかまたその地域、どこでそれを実施すると、具体的なところは決まっておられませんけれども、より一層、今までにないような形での強化に努めていきたいということは、方針で決めていただいたようです。以上です。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） わかりました。これからだということで理解したら、よろしいですね。わかりました。それなら、次の質問のほうにも、ちょっと触れてきますが、そういった老人クラブと警察との会合をもって、これからの検討をしていくという、事故抑止方策を考えていくという中においては、やっぱり次の質問に入ってくるわけですけども、道路交通法改正があるので、やっぱりそういったことも、これからその会合の中で、周知をしていくのも、1つの予防策になると思いますので、その点を少し検討していただいて、そういったことも街頭もいいのですけれども、私も街頭のサニーのほうでは2回ばかり、立たせていただいた経験がありますけども、やっぱり幹線道路です、あそこは。高齢者の方は、玉城町の地域性を見ますと農家の方がみえる、現役で70歳そこそこの方が、高齢者の方は現役で頑張ってみえる人が多くみえます。

そういったことを考えると、こういった会合なり集いのあるところでは、少しずつでも啓発していくのも、1つの手ではないかと私は思いますけれども、そういう点、これから検討していただくことはありますか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど、議員おっしゃいましたように、集いのあるところということでおっしゃいましたが、特に保健福祉会館におきましては、介護予防またいろんな研修会とか講演会もやっております。また、新しい「協（かなう）」という集いの場もありますので、そういった場所を通じまして、またさらに保健福祉活動におきましては、いろんな体操とか、そういう機会もございますので、地域へそういうような機会に出

向きまして、また職員を通じて、そういうことで啓発に努めてまいりたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） わかりました。是非ともそういったところで、また啓発を進めていただくということで、お願いしたいと思います。それに、先ほどもちょっと触れましたけれども、次の道路交通法改正があるのですが、町として対策を考えているのか。これもさっきちょっと触れましたが、先ほどのような啓発も必要なのかなと、私自身は思っておりますが、この改正は今、多発しておる高齢者ドライバーの事故増加を踏まえて、高齢者運転対策強化として、これの道交改正はちょこちょこあります。平成19年にも、今、75歳以上の認知症検査、これも20年ぐらいから施行されておるといいます。それが10年ぐらい経ってきてここにきて、先ほどから申しています高齢者ドライバーの事故が多くなってきたので、それを踏まえながら警察庁は、これを1つ改正を加えたという理解を私はしておりますが、この法改正も来年度も施行されてくると、私も資料や何かで聞いていますが、それを迎えて町として対策を、どう考えていくのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） この道路交通法の改正ですけれども、平成29年、来年3月に改正をされまして、新しく新高齢者講習制度というのが、始まってまいります。現在の免許の更新時のみ認知機能検査というのを行っておりまして、法改正後は、更新時だけでなく、免許更新後に一定の違反、例えば信号無視であるとか、一次不停止などの18の項目があるようですけれども、そういったことで、違反をした場合に、臨時に認知機能検査を行うと、そういった場合に特に認知症と診断をされた場合には、免許の取消ということもあり得る。

そういうことで、来年度からはより一層厳しい認知機能検査が行われるということになりますけれども、先日、三重県警察本部のほうからも高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備ということで、要請をいただきまして、また同時に国会のほうでも、いろんな閣議、付帯決議もされております。国のほうにおきまして、高齢者の運転・交通事故防止対策ワーキングチームというのができたことでして、かなりそういう高齢者にと対する国の政策が重きをおかれてきたのかなと感じております。

このような機会に、やはり交通事故防止の寄与としまして、移動手段の選択肢の1つでもありますけれども、玉城町の場合には、いまいち元気バスというのがございますので、その促しを特に重要な施策として捉えて、今後も流していくということを考えていきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） 課長のほうから法改正にあたって、どういう内容かという答弁をいただきましたわけですが、また、元気バスの話もちらっと答弁のほうで出ました。そういった中で、この法改正にとまっています、ちょっとお聞きしたいのですけれども、75歳以上のこの法改正で引っかかってくる高齢者の数、玉城町、三重県でもよろしい、全体でもよろしいですけれども、玉城町ではどれぐらいの人数が、これへ引っかかってきますか、その点ちょっとわかりますか、わかりましたら、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 75歳。

○2番(山口 和宏) 75歳以上の免許の改正で、そういう観点から。

○生活福祉課長(西野 公啓) まず私の持っている資料では、75歳以上の方が、今、玉城町に2,000人ほどおみえになりまして、免許を保有してみえる方が、884名おられます。率にいたしますと、44%ほどになります。かなり持っておられるということになります。

○議長(中瀬 信之) 山口和宏君。

○2番(山口 和宏) そうすると65歳以上も踏まえてくると、かなりの数の方が保有をしているということで、理解してもよろしいんですわな。わかりました。

そうすると880人、約44%とおっしゃいましたけども、この人数、その中で介護を必要な方もみえるかと思うので、丸まるがこの人数、常時運転をされるということは考えにくいかなと思いますが、それにしても多い数、それだけの方が保有されているということで、やっぱりそういった方々に、やっぱり来年3月12日からでしたか、この法改正がありますので、これは執行されてくるのは決まっておりますので、それを踏まえてくると、いきなり、先ほども答弁ありましたけれども、取消、停止ということが実際に起こりうるというのはわかりますね。そこへ向いていきない、こんなことは、俺がのうという気持ちの方も、中にはみえると思います、現役でやってござる方は。そういうところ、そういうような気持ちを考えると、これからこの法改正でこうなりますというのは、該当される方は、やっぱり周知もしていく必要があると、私は考えますが、そういったところはどうか。

玉城町は地域包括センターで、いろいろな相談を受けて、先ほどおっしゃいました体操やなんやかい、そういったところの触れる場の時にも、逐次やっぱり啓発をしていくというのは、やっぱり必要かと思いますが、その点どうです。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長(西野 公啓) 確かに議員おっしゃるように、高齢者ドライバーになりますと、健康状態がよくて、それこそ運転を継続できる方、これは勿論引き続き気をつけて運転をいただくと。またそれサポートしていく必要もあろうかと思いますが、一方で年齢が増してまいりますと、言われましたように視野が狭くなるという、有効視野の変化であるとか、運動機能が鈍っていくという、反応動作の鈍り、それから、一番今気がかりになっておりますのが、運動能力がまだまだということで、過信をされるという、この大きな3つのポイントがあると思われま。

先ほど言いましたように、元気な高齢者もたくさんおみえになりますし、引き続き運転をされます方もおありですので、周りの人がサポートしていくということが、とても大事なことだろうと思っております。先ほどおっしゃいましたように、地域包括支援センターの支援室もございますので、早く少し気がかりなところがございましたら、相談をしていただくと、それが第一かなと思っております。

○議長(中瀬 信之) 山口和宏君。

○2番(山口 和宏) 答弁の中をいただきました。確かに答弁のほうでも、ちょっと触れておりましたけれども、やっぱり高齢者であっても、やっぱり玉城町、全体を見てみますと、現役でまだ頑張ってみえる方が、やっぱりたくさんみえます。そういった方は、自分の老いというのは、なかなか認めにくいというのは、理解するところでございます。そやけども、全国的に見てみますと、これもちょっと私も調べたて、ちょっと色々のところで

調べてみたのですけれども、過信が原因で事故を起こすというのは、全国的に多いです、確かに高齢者の方は。誰しも自分の老いを認めたくないのは、現状であるということは書いてありました。

また、その中で 2015 年の運転免許証の保有している高齢者、全体で全国的にいうと、1,700 万人ぐらいはみえると思います。その中で自主返納、先ほどこういう自主返納、先々ちょっと質問の中にも、ちょっと出てきますが、ちょっと触れますが、そういった方はその中で 65 万人ほどしか返納はしてないということが実態でございます。そういったことを考えたり、免許習得年数が 30 年以上、私もぼちぼち超えてきますが、30 年以上の方の割合が、もう 4 割以上の方がその中で、自分の運転は上手と、うまいと感じておる人が多いわけです。

また、その中で事故や何か、回避することに自信があるというアンケートから見ると、65 歳以上の保有している方で、30%を超えています。また、75 歳にあがってきまして、年齢があがるほど、75 歳以上の方になると、半分が自分は事故を回避できるというアンケートも出ているわけです。そういったことを見ますと、やっぱり過信、俺はうまいと、まだ俺はいけるという気持ちが、ただただ多いのかと思います。

それは現実、これから法改正もされてくる中では、現実にはそのことを受けなければならぬ法改正があります。それを踏まえてくると、こういったことも逐次、町としても自己の気持ちを尊厳できる、なるべくそういうところを考えながら、先ほど話ができました包括センターや福祉センターに出入りしてもらったと、そういったところで、ある程度、顔も見て色々な話をして、促していくというのにも必要なのかなと思います。

そういったところを、これからどう考えていくのか、次の高齢者ドライバーの免許返納ということにも触れていくわけですが、そういったところはやっぱり考える、先ほどの答弁の中にも出てきましたけれども、過信という、今、話をさせてもらったことが出てきますので、そういったところでは、ある程度周知をしていくというのは必要かと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど申し上げましたように、やはり何か気がかりなことがございましたら、それは家族、地域でやはりそこで支えあい、そしてまた、より早くそれこそ地域包括支援室のほうへご相談いただくと。たびたび申し上げますけれども、地域の移動手段といたしましては、元気バスもございますので、それを包括的に考えていく必要があるのかなと思います。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） わかりました。できれば包括的にという答弁がございましたが、それは確におっしゃるとおりで、これからはやっぱり、他には色々とサービスをしておる自治体もあるわけですので、玉城町としましては、先ほどの答弁の中にもございましたが、元気バス、オンデマンドを運行しておるわけでございます。それは高齢者の足、生活の足ということで進めておるわけでございますので、そういったこともあるわけですけれども、それは玉城町の特徴とおっしゃいましたけれども、そういった中で、それにいくまでに、先ほどの話ですが、返納、事故が多い方の返納というのは、促していくというのは、先ほどお聞きしたように包括センターなり、色々が踏まえて、周りがサポートして、そういう周知としていくという答弁をいただきました。そういったことを随時進めていただきますよ

うに、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどオンデマンド、元気バスの話がでましたので、ここで私もある程度のことは理解をしておるわけですが、運行の状況はある程度、どんな状況なのか、ちょっと聞かせていただきますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 元気バスのただ今の運行状況でございますけれども、登録人数は1,500人に近づいております。相当登録をされてみえる方も増えてまいりました。運行距離、月々平均しますと、2,200から2,300、この辺りの方、延べ人数ですが、そういう形で乗車をいただいております。今回の高齢者ドライバーの免許返納に関して、私どものほうでも、この10月からなるのですけれども、登録をいただく際に、アンケート的にこの項目を聞かせていただいております。実際に10月から14名の高齢の方が登録をされまして、その中で実際に免許返納するという意思のある方は4名おられましたので、これが今後どう推移をするかということもありますけれども、試験的に、この10月、11月の2カ月間で、このような数字を把握しておりますので、さらに、こういう啓発、免許返納、また来年3月から始まりますことも踏まえて、啓発をさせていただきながら、なるべくといいますか、交通安全には寄与していきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） 運行状況、2,200人ばかり登録されておると。その中では、ちょっとお聞きしますけれども、75歳以上はどれぐらいですか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 現在、75歳以上の方は登録を見ましても、約6割の方が登録をされてみえます。日常、乗られる方の顔ぶれをみましても、ほとんどの方が75歳以上の方と見受けられます。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） 6割の方が75歳以上ということでございますが、利用率が高いのかなど、高齢者の方、まあまあ理解をするわけでございます。元気バスは、これは21年から7年ばかり経過してくるわけでございますけれども、そこまで町民の皆様に浸透してきたということは、理解するところでございます。

次のそういったところで、次の質問に移りたいと思ひますが、認知症のドライバーが問題視されている中で、玉城町に認知症レベルにある人はどれぐらいいるのか。これは余り失礼な聞き方になってきますけれども、そういう方どれぐらいおられますか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねの認知症ドライバーに関しましては、認知症ということで、今回、認知症が一般的に言われていますのが、厚生労働省の中で、高齢者のうち7人に1人が認知症、またその疑いがあると言われておりますけれども、具体的な数字をみる際に、認知症高齢者自立度というのが、用語で、指標であります。この辺りを見ました時に、例えば玉城町で介護認定を受けておられる方が、630名ほどおられます。この中で実際にそういうことでの指標で該当して、いわゆる自立度レベルというのがあるのですけれども、これに該当される方が400名ほどおられます。ただ、高齢者65歳以上の方、全体で4,000人ほどおられますので、残り3,500人の中に、どれぐらいの方がおみえになるかは、ちょっと計り知れないところですが、未知数でございますが、かなりの方

が町内の中にもおみえになることは、間違いないと思います。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） あまりこういうのは公表するのは、失礼にあたるのかなと思いましたけども、ちょっとこの頃、世間で問題視されているもので、ちょっとお聞きしたわけですが、630人ほどが数値、その中でレベルに達するのは400名ということでございます。ありがとうございます。そうなってくると、この400名の方、630名、ちょっとあと200人ちょっとの方の中では、この人らの中にはまだ免許を保有しておる方は、みえるんですか。それはちょっとわかりませんか。わかりました。

そういったところは、公表されるのもまたあれかなと思いますが、その人の個人のこともありますので、わかりました。

これ4,000人の65歳以上の方がみえるというので、この中では未知数ということをお答えいただきましたわけですが、早期発見して、包括支援センターへ、これは本人と違って、家族または地域の皆さんが届けていただいて、どうやということ、それを進めていかんことには、認知症であれというのは、なかなか難しいのかなと思いますので、やっぱり地域の方で、あの人ちょっとこの頃、危ないというようなことを見かけたら、それもちょうと地域包括のほうへ相談していただいて、また家族に連絡をとっていただいてという措置も、これから講じていくべきだと思います。

是非ともそういった施策をまた講じていただきますように、進めていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に、最後になりますが、ほかでもちょこちょこ運転免許証の自主返納者への特典、これも必要ではないかということで、ちょっと思いましたので、そういった点をちょっと考えているのかなというのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねいただいております、自主返納のことですが、先ほどから申し上げますように、玉城町の場合には元気バスというのがありますので、町内におきましては、自家用車に代わる移動手段の確保となります、元気バス。これが無料で走っていくということもありまして、今すぐそういう具体的な、また自主返納の動機付けをするような、いろんなものがあるわけではございませんけれども、先の認知症のことと少し絡めて話をさせていただきますと、やはり生活習慣病を気にして発症する病気、認知症はそういう病気でもございますので、すこしやはりバス停まで歩いていただくとか、また、日々の生活の移動手段に使っていただくということは、非常に大事なわけですし、三重県警察のほうでも、運転経歴証明書というのを返納の際に、多少手数料はかかりますけれども、そういったものも発行されておりますし、三重交通さんとか、三岐鉄道ということで、三重県の中でも、そういうサービスを展開しているところもあります。

全国いろいろなところでは、コンビニエンスストアとか、色々なところとタッグを組んで、いろんなサービスを展開しておられるようではございますけれども、今、具体的なサービスはないと言いましても、運行管理をしております社会福祉協議会とか、また、商工会や福祉に協力していただいております事業所に向けて、いろんな連携をとって、今後、そういったサービスを展開していく必要があるのかなとは考えております。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） わかりました。確かに本町では元気バスを無料化で運行していると

ということで、それを市民の足、生活の足とって推移しておるわけでございますので、特典と言われれば特典という、確かに高齢者の方ですので、ある程度またほっこりするような特典を、これから考えていければ、どうなのかなという、これはまた私もこれというようなことは、まだ考えつかないのでございますが、そういったことを皆さんで、また知恵を絞って、やっぱり考えていただいて、特典も付けるのも1つのあれなのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こういったことで、いろいろ質問させていただきましたが、最後に、町長にお聞きしますが、こういった色々な答弁もいただいたわけでございますが、道路交通法改正が来年スタートします。それを踏まえて、先ほど課長のほうからも、逐次、元気バスの継続というのは、答弁のほうに多々出てくるわけでございますが、この運行の継続について、高齢者の生活の足、健康維持について、法改正も踏まえながら、やっぱり自主返納も踏まえながら、町長この先、考えがおありでしたら、お聞きしたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 色々今この課題の交通事故について、ご質問賜りました。町の重点の中でも、健康で長生きしていただくと、従って、やはり筋力、体力を付けていただくということは、何かにつけて大事だと思ひていまして、今、10地区で週2回保健師が体力づくりをやっています。ほかにも保健福祉会館でも、いろんな介護予防事業も積極的に参加をいただいております。

そして、もう1つは議員からもありましたように、要は自分でなかなか、まだまだ大丈夫やという方もおみえでございますけれども、いかに免許返納を納得してもらえるかと、その納得してもらえような手法を考えていかないかん。やはりうまくという語弊がありますけれども、保健師や役場の特に接客の上手な職員に働きかけをさせて、あと返納していただいて事故が起こってからではいかんと。だから元気バスを利用してもろてはどうですかということも、これからどんどん働きかけていく必要があると思ひますし、今問題になっておりますのは、認知症の方が事故にあった場合には、誰が責任を負うかということでもあります。つまり代理求償、家族が責任を負うということになるわけですありますから、そういうことも十分ご理解をいただきながら、取り組んでいかないかんと思ひています。

もう2年前に、日経の第1号で、地方をつくり直すという記事に、玉城町が取り上げられてまいりました。特に第1号の中でも、お世話になっておる大和、東大の元副学長さんからも、その2年前の時代から、自家用を持っている人もバスに取り組むことが重要だと、元気バスに取り組むことが重要やという提起をさせていただいておりますし、また近くこの12月15日には3回目になりますけれども、韓国のアサン市のほうから、玉城町のこの元気バスの取り組みについても、ご視察があるということと、朝日や中日新聞でも、認知症ドライバーの危機的な状況から、玉城町の元気バスの取り組みを、参考事例にどうかという報道もあるわけでございますので、町といたしましても、このことをこれからも重要課題として取り組んでまいりたいと思ひています。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 山口和宏君。

○2番（山口 和宏） 町長の思ひも気持ちもお聞かせいただきました。是非とも町長が掲げる安心・安全で暮らせるまち玉城ということで、掲げておるわけでございますので、是



非とも高齢者を守るためにも、このことは進めていただきたいと思いますので、どうかこれをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、2番 山口和宏君の質問は終わりました。  
一般質問の途中ですが、ここで10分間の休憩とします。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開します。

一般質問を続けます。

3番 竹内 正毅君の質問を許します。

3番 竹内 正毅君。

〔3番 竹内 正毅 議員が登壇〕

### 《3番 竹内 正毅 議員》

○3番（竹内 正毅） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私の質問は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状と今後の取り組みについて。2番目に、歴史的景観まちづくりの現状と今後の取り組みについてを質問させていただきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状としまして、行政からいただいた資料と、第5次玉城町総合計画の基本計画というものの中の、基本的なことを質問させていただきます。国の状況、いわゆる背景について、平成20年をピークに人口減少の局面に入っており、2050年には9,007万人、2100年には5,000万人を割り込むとっております。

それで、地方と東京圏との経済格差拡大が広がり、東京一極集中を招いていると。人口の出生状況をみても、平成24年の全国合計特殊出生率は1.41となっており、人口を維持するに必要な合計特殊出生率2.07を大きく上回ってきたという、国の状況です。

こうした現状を是正して、それぞれの地域で安定した雇用機会の場の確保、居住環境の確保、人口減少克服と、地方創生に取り組んでいくことが課題となっていると。そこで、国は平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法を制定したと。その内容はというと、町は国民一人ひとりが、夢や希望を持ち潤いのある豊かな生活を安心して営むのことでできる地域社会の形成と、人に対しては地域社会を担い、個性豊かで多様な人材の確保、仕事としては地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を、一体的に推進を図っていくと、こうしております。

これを基に、平成26年12月27日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略をそれぞれ閣議決定したとっている。そこで、質問させていただきます。この創生総合戦略は2015年から始まり、2019年までの5年間と期間を絞っている。玉城町の今の現状と今後の取り組みを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（中瀬 信之） 3番、竹内正毅君の質問に対し、答弁を許します。  
町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 竹内議員からまち・ひと・しごと創生総合戦略の現状と今後の取り組みについてということで、ご質問をいただきました。質問の中でも、議員からご説明をいただきましたとおりの経過でございます。

そして、玉城町として取り組んでいくのかということが、今、お手持ちの玉城町の総合

戦略というものでございます。国の国立社会保障人口問題研究所、通称社人研ということでございますけれども、その推計によりますと、総人口は平成27年をピークに、減少局面に入っていくと。つまり玉城町の場合には、その社人研の推計によりますと、2060年には今、約1万5,700人の住民登録でございますけれども、1万2,900人になると見込んでおるわけございまして、特に玉城町の特徴といたしましては、生産年齢人口の減少が大きいと。さらに後期高齢者の増加の傾向が大きいと、こういう内容となっております。

玉城町だけではございませんけれども、全国1,700の市町村が、その2060年にめざすところの人口、つまり人口ビジョンを策定したわけでありまして、玉城町の場合はいろんな地方創生の取り組みから、2060年の人口を1万4,300人ということをめざすことを掲げておるわけでございます。

申しあげましたように、今年の2月に縷々、それまでも説明を申し上げて、お聞きをいただいておりますけれども、玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をして、そして、4つの基本目標を掲げて、さらに11の基本施策体系、さらに36の事業計画、新規が17、充実が9、既存が10、新規17のうち10事業に現在取り組んでおると。こういう状況でございます。

先月、11月にはこれの状況について、担当課のヒアリングも行い、今後29年度以降の展開について、今検討をしておるという状況でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 3番 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 今の現状は、どんな状況ですか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 今の現状につきましては、今、町長が申し上げたとおり36の事業計画をつくっている中で、特に新規か17と、それから充実をしていこうというのが9つ、それから既存のものを展開していこうと、総合計画にあがっておる10個あります。合計36あるわけですが、特にこの新規の17の事業の取り組みが、一番大事でございますので、まず新しいことに取り組んでいくということで、今、申し上げたとおり10の事業に取り組んでおるという状況でございます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 次に、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、今後5カ年の目標で、人口減少の施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた創生総合戦略であるとおります。

国の方向性は、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子たちの希望の実現、地域の特性に則した地域課題の解決とうたっています。玉城町はこれを基本にしているのか、教えていただきたい。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 今、議員がおっしゃったとおり、国の方向性としては、この総合戦略は大きな3つの部門に分かれています。まず今、議員が言われた基本理念、これ3つです。続きまして、政策五原則というのがございまして、自立性とか、将来性、地域性、直接性、結果重視という5つの政策五原則、それから、基本目標を国は4つ持っております。この3つの大きな柱から、国の総合戦略は成り立っております。これを受けて、

玉城町も先ほどの4つの基本目標と、11の施策カテゴリーを持ちまして、36の事業で動かしておるということで、まさに国の施策に合わせて、この総合戦略を策定したということになっております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 国の総合戦略で、政策五原則並びに4つの基本目標に基づいて、玉城町はこれを基本にして施策をつくっておるということをお聞きしました。

次に、創生総合戦略には、人口の減少に関わる問題があげられているが、玉城町の現在の状況を聞きたい。玉城町の状況は、平成20年人口が増加しており、2015年にはピークになり減少局面に入ってくると。2060年には今、町長が言われましたように、1万2,880人になることが見込まれると。この条件は少子高齢化がますます進行しており、特に後期高齢者、75歳以上の増加が見込まれるといつていると。そこで質問させていただきます。

2016年の現在の人口の現状はどんな状況ですか、増えていますか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 人口推計につきましては、まず人口ビジョンで捉えたのが、2015年をピークとするということで、1万5,447人ぐらいということで想定しました。これにつきまして、実際、2015年12月現在の住民基本台帳では、1万5,746人ということで、若干、推計よりは上回っている数値ができました。実際の数値でいきますと、実際のピークはいつかといいますと、2015年、平成26年9月がピークでございまして、約2年前になるのですが、1万5,768人、これが一番の最高のピークで、ここからやはり減少に転じておるということになっております、実際は。

28年11月直近の人口では、1万5,707人ということで、61人が減少しておるということで、人口ビジョンの推計をするよりは、若干人口が増えて、そこから緩やかに落ちておるのですけれども、やはり緩やかに減少しておることについては、人口ビジョンの推計どおりになるという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） まだ人口が徐々に増えておるということを理解しました。

次に、現在の少子高齢化の状況と、後期高齢者の状況はどういう状況ですか。どのぐらい増えておるのですか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 少子化と高齢化の状況ということですが、数値でご回答させていただきます。少化率、15歳以下と捉えていますが、平成26年3月末で15.1%、27年3月末で15.2%、28年3月末で14.9%ということで、この2年間で3月末ベースですけれども、2年間で1.54%減少しておるということです。

それから、高齢化率です。65歳以上ということでお答えします。同じく26年3月末で23.7、27年末で24.4、28年末で25.2ということで、1.06%の上昇ということでございます。後期高齢化を、75歳以上の後期高齢化をみてみますと、26年3月末で11.9、27年末で12.2、28年末で12.7ということで、伸び率が過去2年間で2.60%で、町長の答弁にもございましたとおり、玉城町の特徴としましては、まず高齢化比率、75歳以上の方の比率が他の市町と比べて非常に高いと、人口減少は緩やかですが、この75歳以上の方々の人口の増加率が、他の市町と比べて高いというところが、やはり玉城町の特徴かと思っております。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 少子化並びに後期高齢者の状況が、年々増えているということは理解しました。

次に、玉城町での対策はというと、保育所の定員の拡充、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供により、子育て、育てやすい環境づくりに努めていると。その結果、待機児童が少ないと、合計特殊出生率が高くなっていると。交通の利便性が高いと、高速道路、サニーロード、鉄道、オンデマンバスの運行等の利便性が高い。災害の少ない事案がある、居住面積が広い等々により、より暮らしやすい町であるといっておると。

ここで質問させていただきます。

合計特殊出生率は、今どのぐらいですか。将来展望は2030年には1.8人っておりますけれども、どうですか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 合計特殊出生率につきましては、平成25年が1.42ということです。それから、26年は1.75ということで、かなり上がりました。ただ、平成24年を振り返ってみますと、1.53というところですので、25年にちょっと若干1.53から1.42に下がって、その反動で1.75と上がったということで、玉城町は人口1万5,000人ですから、15歳から49歳の女性の方々の各年齢層に、例えば30歳の方が100人みえたら、その100人みえるお母さん分の何人お子さんが生まれたかということ、15歳から49歳まで、それを全部足しあげてくると、この合計特殊出生率になりますので、たまたまその年に昨年あまり生まれなかって、ちょっと生まれたりやなんかすると、1.72とぐっと上がることになりますので、これが直ぐにまた来年、この比率が保てるかということには疑問を呈するんですけども、やはりまち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口比率を1.8にもっていこうということを考えていますので、そこにめざして施策を色々進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 今、合計特殊出生率が上がったり、下がったりして、25年には1.75人ということで、将来展望、2030年には1.8人ということになっております。今、課長が言われましたように、1.8人の目標を達成できるように頑張っていたいただきたいと思います。

次に、転入者はどれぐらいいますか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 転入者につきましては、平成26年度で転入者が490名の方が転入されました。因みに転出者が448人で、プラスマイナスすると42名となるのですが、27年度では転入者が501人と転出者が497人ということで、プラス4ということで、そういう結果になっておる状況です。

○議長（中瀬 信之） 3番 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 今、聞きましたように、転入者が多くなってきておるということで、ますます玉城町のまちづくりというのですか、暮らしやすい町であるということが伺えました。これらを踏まえて、玉城町は人口の減少の抑制、地域活力の低下の抑制に向けて、玉城町の魅力ある強みを高め、子どもたちが豊かに育ち、人の活力が維持、向上していくまちづくりが求められる。このことから、玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したといっている。

そこで質問します。戦略の期間は2015年から2019年の5年間としているが、現状はもう一回教えていただけますか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 現在の状況ですが、先ほど申し上げたとおり36の事業を色々展開しておくことには変わりございませんが、特にこの12月1日に、地方創生会議というのを、新たにまた創設しまして、6人で構成をいたしました。これで先行型という商品券ですか、地域振興券みたいな商品券とか、色々な先行型の事業をやったのですけれども、それについての事業の検証を実施いたしました。

また後日、議会さんのほうにも報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、今後、毎年こういう戦略の評価と検証を実施しながら、この地方創生会議で検討しながら戦略を必要に応じて、また見直すことも必要かと思っておりますので、そのことも検討しております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） まち・ひと・しごと創生総合戦略というのは、私の考え方では玉城町としての、船に例えますと、夢のある活気のある町へ向かっていくのか、そうでないのか。・・・っていくのかという考え方を持っております。そこで今、言われましたように、36の事業を推進していけば、必ず夢のある活力のある町へ向かっていくということを、確信してよろしいのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 36の事業全て行えば人口が増えて、良いまちづくりができるかということではないと思うのですけれども、ただ作りました4つの基本目標と、11の施策カテゴリー、その中の事業だけに限らず、総合計画にも盛りこんでおりますので、いろんな事業をとにかく一つひとつの事業を積み重ねることによって、人口が増えて良い町になる、またこの町に住みたい。この町でお子さんを産んでいただきたい、産めるという環境をつくっていかうと思っておりますので、36にこだわらずいろんな事業を展開していきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 今後とも、毎年毎年この検証をしていっていただいて、より良いまちづくりをやっていただくようお願いいたします。

次に、総合戦略には人口減少に歯止めをかける積極戦略と、人口減少に対応するための調整戦略の推進とある。中身は、人口流失防止にむけた定住施策、産業振興、結婚・出産、子育てまでの一貫した支援の充実による、出生率の向上等の人口維持、活動に向けた取り組みがあります。

次に、人口減少が進んでいる現状を踏まえ、公共施設のマネジメントや空き家の利活用、既存ストックを活用した効果的・効率的な行政、まちづくりを進めていくと書いてある。そこで、これらは積極的な戦略なのか、それでは調整戦略というのは、何かということをお聞きしたい。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 積極的戦略と調整戦略ということも、まち・ひと・しごと創生の中でも述べておるのですけれども、積極的戦略とは、今、申し上げた中にもあったと思うのですけれども、人口減少に歯止めをかける施策となりますので、例えばブランド力

を強化していくとか、一次産業も含めてブランド力を強化していこうということだから、それから、またUターンの方々に補助をしていこうという施策もそうだと思います。

それから、地域おこし協力隊なんかを呼んで、この町の活性化していこうというのも、こういうことをしながら人口減少に歯止めをかける施策が、積極的戦略と考えております。

調整戦略につきましては、人口減少に対応する施策となりますので、例えば今めざしておるような地域運営組織の運営とか、高齢者の居場所づくりとか、こういうものが調整戦略になっているのではないかと考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） それでは、今後の取り組みですが、今の施策を見直すつもりはあるのか。また、見直すのは、その時期はいつか。先ほど答弁されましたように、毎年、検証していく、その中で見直していくということで、よろしいのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 総合戦略は先ほど申し上げた36の事業を軸に、31年度まで展開していくということになっておりますので、当然これは進めていきますけれども、やはり特に新規事業、これについての17ありまして、10あと取り組んでいますけれども、この進捗事業をみながら、それから、地方創生会議、今回6名の方になっていただいたのですけれども、この方々との検証も含めた中で、当然、逐次この計画というのは見直すことが可能なものですから、やはり見直す必要があれば見直しますし、事業の追加があれば追加しますと、削除することがあれば削除するというので、今後もそういうところは可能なので、必要があればやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 色々お聞きして理解させていただきました。ありがとうございます。以上の質問であるが、まち・ひと・しごと創生総合戦略を理解するには、なかなか時間がかかると、私は思っております。しかし、この玉城町の将来を見据えていかなければならない。そのためにも、創生総合戦略はなくてはならないと思っている。今後とも各課一丸となって進んでいくことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

次に、歴史的景観まちづくりの現状と今後の取り組みについて、質問させていただきます。まちづくりの中に景観まちづくりがあると聞きました。町長は常日頃、この町は城下町を中心とした歴史ある町であるといい、大事にしていかなければならないといっている。また行政も玉城町は、田丸城を中心として発展した歴史ある町であると、町内外に公表しているが、今現在は、伊勢本街道にはほとんど面影が見当たらなくなった。そこで、歴史的景観まちづくりについて、どのような考えを持ってつくられたのか、現状はどうなっているのか聞きたい。

それで、いつまでに追加変更していくのかも聞きたい。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） まずは全体のことでありますから、私からお答えさせていただきますけれども、今、お尋ねのとおりまちづくりの計画というものは、現在ありませんが、総合計画の中に掲げております。

現状は竹内議員もご質問にありましたように、やはり玉城町の城下町、宿場町ほとんど残っておりませんが、そういうものを少しでも再生していくということが要るだろうと思っています。その中では掲げておりますのは、町としての良好な景観を保全してい

くと。例えばいろんな屋外広告物がありますから、いわゆる看板、そういうものも除却しながら、すっきりとした形の町の景観、もう一つは自然景観の保全をしていくと。こういう考え方も要ると思います。玉城町の場合は、お城から眺めていただきまして、すばらしい田園景観が眺められる町でありますから、そういうところの自然景観の保全、もう1つは先ほど申し上げましたような、お城を中心といたしました歴史的町並みの保全ということ、これから今までも取り組んでおりますけれども、さらに一つひとつ町として取り組んでいくことが町としては重要であると思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 第5次玉城町総合計画後期基本計画の中の4番目に、環境と共生し持続的に発展できる町というのをうたっております。その中には、3項目ありまして、自然を守り景観と文化資産を生かす町ということで、その中に景観という項目があります。その中の3項目目に、歴史的な景観の保全、修景、それから、景観形成の方向の検討というのがあります。その中に今後の課題として、城下町を中心にした歴史的な景観が、もう1つの町の顔となっていますと。これらは魅力ある景観として誇れるものであり、今後も地域の大切な宝物として守っていくことが求められますと。

それで、田丸城址を取り巻く城下町の町並みについては、以前より町並みの整備が望まれます。そのため町並み保存を中心とした景観づくりを進めるための方針を検討することが求められると書いてあります。

先ほど町長が言われましたように、成果の検証にはそういうことを言われましたけれども、そういうことで歴史的な景観の保全・修景、歴史的な資源の歴史的町の残る地域において、歴史的資源等の修景を行うこと。歴史の景観の保全、修復を図りますということを書いてあります。そういう意味で、私はそれを基本にして調べたんです。

次にその基としまして、玉城町の歴史散策について、行政は歴史散策マップ等を作成し、町内外の人たちに利用されていると思うが、特に町外の人たちに、どのようにしてこの歴史ある町を紹介して、盛り上げていこうとしているのか聞きたい。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねの歴史散策マップにつきましては、伊勢神宮の摂社・末社を巡る玉城町歴史散策マップという名称でございまして、その内容につきましては、町内の摂社・末社等を紹介した広域地図と、それから、田丸城を散策しようと題しました田丸城跡の建物の樹木を紹介した地図、それから、歴史とロマンを感じる街道の旅へと題しました、長谷街道・熊野街道・伊勢本街道のルートと、その街道沿いや周辺の遺跡を紹介しました3部構成の地図になっておると理解しております。

前段で申し上げましたとおり、玉城町は伊勢神宮と関わりが特に深いということで、摂社・末社も数も多くございますし、また、田丸城におきましては、歴史ある田丸城ということで、1336年に成立いたしましたから現在に至るまで、石垣が残されている貴重な遺跡でございます。また、3つの街道につきましても、古来からその整備がされておるところでございます。これは町外の方に広く知らせて、PRをさせていただいて、玉城町を訪れる時に、こういったものを歩いていただくというのを基本にさせていただいております。

また、町内の方もこういった歴史が、玉城町にあるということ町内の方にも活用がいただけるということの内容にさせていただいております。ここの歴史散策マップにつきましては、こういった歴史遺産を盛り上げていくという、あくまでも一つのツールでござい

まして、やはりこういったものを紹介して、盛り上げていこうというためには、1つの地図だけではなく、関連イベント、それから都市部での地域学習会、そういったものを色々組み合わせて開きながら、さまざまな仕掛けを通じて行うことが必要となっています。

今後もご指摘のように、より一層のさまざまな政策を通じまして、玉城町の魅力を伝えていきたいと考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 今、担当課長が説明されたやつは、こういうものでつくってあるということで、お聞きしました。これを私は記憶になかったのです。数年前まではあるということはお聞きしておいたのですけれども、そのところ、これがあるということをおぼろげに覚えて、年もとりましたので忘れてしまったということもありまして、これは何故そういうのを出したかという、先日、私が中央公民館の近くで作業している時に、長谷街道、この中に載っております長谷街道を松阪の大石から、この街道を歩いて散策している人に出会いました。

その時に、この街道はどの道を歩いていくと伊勢市へ行けるのかということをお聞きしました。いろいろ話を聞いて説明していると、私が知っている中のやつを説明したら、詳しいねえという話はされましたけれども、相手が言うのには標柱だけではわかりにくいと、案内板はどこにあるのかと聞かれました。

それで、その人は歴史散策マップを持っていないかというのがあります。そこで、町外の人にどのように周知しておられるのかとことが、疑問が湧きまして、玉城町の散策マップはどのような方に使われたのか、また、この散策マップをどこに置いておられるのかとことが、疑問ありまして、町の中央公共施設やマップに記載してある歴史ある施設に配置していないのは、何故なのかという疑問がありまして、今、質問しております。

是非、置いて、町外の人たちに活用していただきたいが、どうですかと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） まず歴史散策マップをどのような方に使われたのかということですが、先ほども申し上げましたように、町外から玉城町に訪れる方はもちろんのこと、やはり町内の方にも、ご自分の住む町の歴史を学ぶアイテムといたしまして、作成をさせていただきました。現在、マップを設置している場所でございますが、村山龍平記念館、それから玉城町役場、産業振興課の窓口の前とか玄関口にあります。それから、アスパア玉城、それから玉城観光案内地場産品販売所グスク、こちらのほうに設置をさせていただいております。

その理由といたしまして、観光施設といたしまして、アスパア玉城に平成27年中に、34万9,470人、グスクにつきましては、平成27年度中でございますが、3万2,173人の方が訪れております。外からおみえになるお客様が、これだけあるということで、まずはアスパア玉城、それからグスクのほうに置かせていただいております。また、村山龍平記念館につきましては、村山龍平翁の功績を紹介した施設であるとともに、田丸の歴史や文化遺産を紹介した施設でございますので、当然そこにも置かせていただいておりますし、そういった施設につきましては、土曜・日曜が開館されておりますので、そういったところに置かせていただいております。

なお地図に記載されております他の施設、例えば撰社・末社、こういったものにつきましては、普段、無人でございますので、こういったところには設置をいたしていません。



ただ、仏閣とかご指摘のように、せつかく長谷街道を来ていただいた方、その沿線にある公共施設で、日曜日、開けているところがございますので、今後につきましては、施設管理者の方と調整しながら、設置について前向きに検討させていただきたい所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） いろいろ話を聞きましたけれども、一番人が寄るところといいますと、駅前とか中央公民館は、長谷街道を歩いていく人に、置いておればより効果があるということがありまして、質問させてもらっておりますので、今度も参考にして町外の人たちに活用していただきたいと思っております。

次に、玉城町史の活用についてお聞きしたいと思います。町行政は玉城町は田丸城を中心として発展した歴史ある町であると自負し、町内外に公表しているが、伊勢本街道にはその面影は全然ほとんど見当たらない。しかし、玉城町史には玉城町の歴史がたくさん載っている。それがあまり活用していないと思う。そこで聞きたい、玉城町史の中に、田丸城下の武家屋敷等が、文久4年1984年の田丸城下絵図に記載されている。この田丸城下絵図には、玉城町史の126ページですけども、江戸時代の武家屋敷等が配置され、大手門前あたりから東側に配されていると記載されておる。なぜそれを景観まちづくりと活用しないのか聞きたい。

これについては、こういうふうにお城の大手門から東側に武家屋敷の跡があるということが載っております。これについては、今日もお借りしたのですけれども、ちょっと見当たりませんけれども、こういうのがありまして、こういうものがあるのに関わらず、町外の人や町内の人、ほとんど知らないと思っております。私は前からこれを大手門前のところへ看板を立てて、こういう町でしたよと、こういう武家屋敷がありましたよということを、なぜ玉城町史にきちっと書いてあるのに、なぜ活用しないのかというのが、疑問にわいて今、質問しております。

是非こういうのを利用して、看板・案内板をつくっていただくことはできないでしょうか。ちょっとそこを質問します。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） ご指摘のこういった文久年間の図面について、やはりなかなか地図がないとわかりにくいということもございますが、これにつきましては、個人の方が住んでいらっしゃるというご事情もあることも踏まえて、一度その辺りを調査しながら今後検討させていただきたいと、かように思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、竹内議員仰せの田丸城下、武家屋敷の跡、これにつきましては、案内板ではございませんけれども、26年度に田丸城下のジオラマを作成いたしております、その基図して活用させていただいて、模型をつくり現在、記念館の2階に展示をさせていただいて、本年度、一般公開という形で活用させていただく、こちらのほうをご活用いただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 今、教育長が言われましたように、村山龍平館の2階には模型が置いてあります。だけど、その模型を見ましても、こういうものはない。ないから例えばこの平左衛門というのは、この田丸城の上代家老として訓辞されておった方が、住んでおる

屋敷が大手門の今の商工会のあたりにあるということになっています。そやけども、模型を見たって、どこやろという、これすらないです。ないから夢がおえやんですね。平左衛門の家はどれやと、ボタンを押せば、パカパカパカと点く、表示板が壁において、金森じんべいさんはどこやろと、パッとここかとかいうふうに、夢のあるそういうものをつくると。玉城町史が嘘であれば私は何もいいません。だけど、先代の方が金子先生が、一生懸命で人生をかけてつくってやつが残っておると。そういうものを何故活用しないのかというのが、私の一つの疑問です。どうぞこれを模型の前の壁に貼って、ボタンでポッと押すと、それがパッと動くというような、これを基本にしてつくってあるのかというのが、疑問に湧いてきました。だから是非ともこの武家屋敷等を活用して、何とか発展につなげていただきたいと思っております。

これは前から実行されておると思うのですけれども、こういうものに対して上代家老屋敷跡とか、感情奉行所跡の目ぼしいところに、**しょうじぎょう**が立ってないのですけれども、これを立ててらどうかと、そうすることによって、薄れていく歴史的価値を新たな発見として、再度蘇らせ、あらゆる方に発信できると思うがどうかと。これについては過去に目ぼしいところに石碑が立っています。しかしこの武家跡には立っていない。これは当時計画をしていたのか、玉城町史を活用してやっておるのかということを知りたいのですけれども、回答をお願いします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 町内各所に石柱なり、説明の茶色の案内板の設置をさせていただいております。この設置に関しましては、いろんな部分におきまして、補助事業であったりとか、県の事業であったりとか活用したり、またその中では観光事業の展開の中の設置という部分もございます。26年度には、教育委員会のほうでも、石柱のほうを今、議員がおっしゃられたような形の町名、ふくろ町とか、京口橋とか、そういうところなり設置をさせていただき、また説明板につきましても、9箇所ほど設置をさせていただいております。まだまだ町内、歴史ある町でございまして、歴史ある町の来訪者の方々に、やはり訪れていただいて、わかりやすい案内看板の設置を、今後も事業展開の中で、産業振興課と連携しながら進めてさせていただきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） よろしく申し上げます。時間が迫ってきましたので、最後に田丸城の建造物の遺跡について聞きたい。現在、田丸城の跡地に案内板が、二ノ門の入口前に立っているが、詳細に書かれていないし、見にくくなっております。玉城町史の中には田丸城が、廃城になった明治2年に、久野金五郎が書き上げた田丸城差し上げ目録には、城門、櫓、建物の配置が詳しく書かれているというのは、この410ページには、町史の中に門とかが詳しく書いてあります。何故それを活用しなかったのか、また、見直しをしないのかを聞きたい。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 竹内議員のご質問のとおり、やはり町の魅力の発信、そして、町に住んでおられる人も、玉城町の歴史文化を感じてもらう、知ってもらおうというところで、そういう案内表示というのは、大変必要だと思っております。少しずつは石柱を立てたり、案内表示はしておりますけれども、まだまだ他の京都や金沢や、そういう観光地と比べますと貧弱な形になっておりますので、順次、いろんな竹内議員のご質問のとおり、玉城町

史としてせつかくまとめていただいておりますもの。そしてそこはきちっと場所まで特定できるわけでありますから、それを随時整備していきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） あと2分ですね。前回も私が新人の時に、一般質問した時に、教育長からこれは文化財でないからあかんということを言われました。これはこういう昔お城から譲り受けた門とか、これは世義寺の門、これは冠門、三の丸入口の門とか、町長も知っておるように堀井さんのところには、お城の三の丸の堀がありました。それから、三の丸の玄関前の侍たまりというのがあります。それから長屋敷、三の丸の中の長屋敷とか、それから、堀じゅうもん、これは三の丸の御前の付近に立っておったものだというのがあります。これを何故、活用しなかったかということが疑問にありましたので、これを色々質問しましたけれども、これは改造されて、もうめめたになっておるからあかんと言われました。その時にこれは三の丸の堀も全然ありません。これは昔はあったんですね、田丸の城の中には、こういうのは全然ないんですよ。これなかったら、僕としては非常に残念でなりません。それから富岡の家には、門が蔵がありました。これも今になって更地になっています。昔はこんなあったんや、あれやったんやっていうたって、現物がなかったら困るんじゃないかということで、質問したんですけども、今になってはちょっと難しいと町長、考えていただければよろしいんですけども、そういうことで、せめてこの地図をつくって、二の丸の門の入口に、また中学校へ登っていく入口のところに、やっておけば、こういうふうになっておったんやな、こういう城になっておったんやなということがわかると思いましたが、質問させていただきまして、是非これを活用して、なんとか将来に向けて、子どもたちに夢のある町と思わせて、質問させていただきましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上、私の質問を終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、3番 竹内正毅君は終わりました。

一般質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩します。

(午前11時59分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

一般質問を続けます。

次に、10番 坪井 信義君の質問を許します。

10番 坪井 信義君。

[10番 坪井 信義 議員が登壇]

#### 《10番 坪井 信義 議員》

○10番（坪井 信義） 10番 坪井。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。質問事項の1は、障害者差別解消法の理解と周知への取り組みについてであります。また、2番として、人口増対策への取り組みについて、この2点であります。

まず1番目の障害者差別解消法についてであります。ご承知の方もあろうと思いますが、ちょうど今、11月12日から12月10日まで、差別をなくす強調月間となっております。各地域でそれに対するいろんな取り組みが行われておりまして、その紹介も先日の新聞記事の中で、5日に、県や伊勢市ほか周辺の市で、首長自ら街頭啓発を実施された記事が掲

載されておりました。この問題は、差別をなくすと広くとられておられますけれども、私ここでは障がい者差別ということで、この法律につきましては、今年の4月から実施をされたところであります。また1年は経過しておりませんが、現在までの状況等について、お伺いをいたしますので、その点を踏まえて町長にお答えを願いたいと思います。

町民に対する啓発活動についてでございますが、この件に関しまして、町長どのように取り組まれてこられたかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 10番 坪井信義君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 坪井議員から障害者差別解消法の理解と周知への取り組みについて、ご質問をいただきました。今まさに強調月間に入っておるわけでありまして、質問にもございましたように、今年の4月から障害者差別解消法がスタートをいたしました。正式名称は障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律、こういってございまして、ご承知のように不当な差別的取扱を禁止し、合理的配慮の提供を求めているわけでありまして、障害のある人も、ない人も、共に暮らせる社会をめざしておるということございまして、当然のことながら、こうした新しい法律がスタートしましてから、広く住民の方にお知らせをする必要があります。

今年の3月の町の広報紙の中でも、このことのお知らせをさせていただいておるわけでありまして、議員も活動いただいておりますけれども、地域自立支援協議会の皆さんによります、元気です玉城まつりでもアンケートをいただいたり、あるいは創作劇も演じていただいております。さらには小学校、現在では外城田小学校、下外城田小学校、玉城中学校でも、このことに対する座談会の開催をしたという状況になっております。

さらにもっともっと町の皆さん方にも、このことについて意識を高めていただくような啓発活動に一層力を入れていかなければならぬと思っております。併せて、この法、障害者差別解消法以前からでございますけれども、差別の関係につきましては、人権関係でこれは毎年開催をしております、それぞれのところが連携して、教育あるいは福祉、あるいは税務住民課という形での連携なり、地域包括との連携という形の中で、人権のことについても、講師をお願いをして、これには町の皆さん方にも参加をいただいております。

いろんな工夫をさらにしながら、このことに取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） 今、取組について、町長から細やかに説明をいただきました。確かに私自身、町としては積極的な取り組みをしてもらっているという評価をいたします。ただし、この問題は一時的に取り組めば、それで済むという問題ではございません。このことは町長も十分承知をいただいておりますし、また、担当課におきまして、そういったことの理解はしてみえると思っておりますけれども、まだ28年4月からこの法律そのものが始まったばかりということでありまして、障がい者に対する動きと申しますのは、もともと国内では施設とかいろんなものの措置に始まり、そして、国がそういった方々を対象にお金を払う、援助するという支援費に進み、その後、自立支援法が定められ、障がい者それぞれが自立できる方、そしてそれを手助けする形での支援法、そして、総合支援法、これは知的障がい者も全て含むという意味で、総合支援法と進む、障がい者の権利擁

護から差別解消法へと制定されてきたというのが経過であります。

そしてその差別解消法の大きなポイントですが、これにつきましては、まず1番目としては、行政機関や民間事業者における、障害を理由とする差別を禁止する。そして、2番目に行政機関では障がい者への合理的配慮を行わなければならない。3番目に、民間事業者も障がい者への合理的配慮を行うよう努めなければならないというのが、大きなポイントであります。このことは先ほど町長も触れていただきましたが、11月6日に中央公民館で包括支援センターが主催をして、平成28年度の共に生きる社会をつくるというのがテーマで、サブテーマは障害者差別解消法がめざすものということで、開催をされました。内容としましては、町長に紹介いただきましたが、くらし部会で、私、前川議員、井上議員も同様でございますけれども、10分ほどの寸劇をさせてもらいました。その寸劇には、私も井上さんも出演者として、出させていただきますのですけれども、その劇をした後、毎日新聞の論説員の野澤和宏先生の講演をいただいたわけであります。

この中で、講師の野澤先生は、この法律は行政機関や会社、お店などで障害を理由とする差別をなくし、全ての人が障害のあるなしに関わらず、自分らしく共に生きる社会をつくる道しるべです。障害のある人もない人も、玉城で安心して暮らしていくために、一緒にできることを考えてみませんかというテーマで、講演をされたわけであります。したがって、次の2の項にもあげてございますが、職員の研修はどのようにされているかというのは、先ほどポイントで申し上げました。行政機関というところは、合理的配慮を行わなければならない。民間の場合は行うよう努めなければならないということで、行政機関にもそれなりの重要な法的義務という形で、法律が制定をされております。

そういったことから、住民への取り組みという形では、町長にお伺いをしましたので、具体的に職員研修、教育というところとちょっと語弊があるかもわかりませんが、その職員研修等の内容について、担当課長から結構ですので、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） ご質問いただいております障害者差別解消法に関する職員研修の件でございますけれども、まず行政機関といたしましては、いわゆる差別解消といえますか、ここには差別取扱とか、合理的配慮の具体例を盛りこんだ、対応要領というのを作成することになっております。近いところだと、三重県なりまた伊勢市さん、いろいろと作成をされまして、研修会もされていることだと思いますけれども、玉城町の場合は少しまだ遅れておまして、現在、策定をしておる、間もなくできるところです。

ただ、この対応要領といいますが、直ぐできましても、肝心の職員がそれぞれ対応できなかったら、話がだめですので、さっそくこれを先ほど町長申し上げました、地域自立支援協議会等の中でも、協議は進んでおりますので、これらを踏まえまして、職員研修をさっそくさせていただきたいと、そういうふう考えております。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） まだ少し遅れておるということですが、早急に対応ができるように準備を進めてほしいと思えます。障がい者、障がい者と呼んでおりますけれども、先ほど来ほかの方の質問者の中にありました。高齢化がどんどん進んでまいりますと、いわゆるはっきりとした障がい者、障害者手帳の交付を受けていなくても、ほぼ障がい者といえるような状況の人というのは、これからますます増えてくると思えます。そういった人たち

が、例えば役場の窓口に来て、いろんな事務的な手続きを、それは一人住まいとか、二人ということであれば、若い人が来て手続きをするということにはなりませんから、その場合、私が心配するのは若い職員が、どの目線でそういった人たちと対応ができるかということです。自分も前期高齢者の仲間入りをしましたので、やっぱり若い職員からみると、私のほうから若い職員をみると、ちょっとうるさい爺さんみたいな感じになりますから、そういう目線がまだまだ私も前期ですから、若いですから、そういう目線なら、それ以上にもものが言えますけれども、それが言えない人のほうが多いと思います。

そうなってくると、耳が聴こえなくなって、職員としては普通に対応しておるようでも、相手から見るとなかなか不親切とか、そういう感じに受けとられることがあって、やっぱり印象が悪いということがあります。だから、そういうのがここでいう合理的配慮というのに該当してくるのだろうと思います。

したがって、普通の窓口対応ということに限らず、こういった法律もあるということも踏まえ、またわざわざこういう法律があるからじゃなくして、通常そういった人たちにきめ細かに行政サービスを行うというのは基本ですけれども、あえて申し上げますのは、こういう法律ができた以上は、そういう義務か法的に課せられたという認識を、持たせることが大事です。これは個々に持ちなさいじゃなくして、研修そのものを通じてやらないと、なかなか身につかないと思います。このことも1回、2回ではなかなか身につくものではありませんので、そこら辺のまとめたら早急ということですけども、少し1年ぐらいのスタンスで、どういう形でやるかということ、もう少し説明願えませんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 議員おっしゃいますように、確かに研修というのは継続して行うことで、確かに理解を深めることができるのかなと思っております。なおこの今回設けます対応要領の中にも、研修啓発というのが、項目として第6条に掲げておまして、その中にはいろんな研修を、内容とか回数の詳細を、生活福祉課長が定めるということも明記をしておりますので、今後、計画的にそういう予定をさせていただきたいと思っております。

先ほど野澤和宏さんの紹介もいただいたのですけれども、11月6日にありました講演会の内容も、この正月から2週間程度、ケーブルテレビでも放映をさせていただきまして、住民の皆さん方にも見ていただこうと、そういう計画もさせていただいております。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） わかりました。しっかりと研修を繰り返す中で、周知が図られるように、お願いいたします。

それと11月6日の野澤先生の話が出ましたので、1つ付け加えさせていただきますと、えらい町長残念なことですけども、当日、役場職員の参加が非常に少なかったと思いますので、ビデオで放映するというのであれば、是非職員の方に、それを見てもらえるように、総務課長のほうから周知を改めてお願いしたいと思います。この問題ばかりやってもいけませんので、次に移りますけれども、再度、確認をいたしますと、行政機関の主たる職員は、役場職員であります。その役場職員が十分に解消法を理解し、率先して対応しなければならぬと思いますので、ただ今、縷々申し上げました事柄につきましては、よろしくお願いを申し上げます。

まとめとして、共に生きる社会をつくる、共生社会の実現というのが、この法の趣旨で

ありますので、よろしくご理解をいただき、全庁的に取り組みを行っていただきたいと思います。ということで、1の質問を終わらせていただきます。

質問事項の2でございますけれども、人口増対策への取り組みについてであります。先日、1週間か10日ぐらい前だと思っておりますけれども、NHKのラジオ番組で、総務省のニュースとして耳にしたものであります。したがって、まだ書類的なものは国から町へ伝達されていないものとして、お聞きしますので、その点を事前にご了承いただきたいと思います。

町長が日頃から、人口の減らない町として、玉城町について述べられる機会がよくあります。県下では、市では鈴鹿市、そして町では玉城町という表現で、人口の減らない町であると。竹内議員の質問のやり取りの中で、林課長のほうからここ2、3年の人口の動向関係の説明もございましたけれども、確かに減ってきてはおるのですけれども、まだまだよそでいう減っているという状況では、玉城町はないと思います。

それはそれでその対策としては、取り組んでおられるのは結構なことだと思いますけれども、ここではそのニュースの中身として、人口増加させる施策を積極的に取り組む地方公共団体には、地方交付税を3倍交付し、そうでない団体には、パーセンテージは言っていないんですけども、減額措置をとるとの内容でございました。当然、増えるところがあれば減らすところがあるのは、国のやり方としては当たり前のところであります。やはりこのことは、ただ単に増やすということは、大変難しいことではあるわけですけど、国も、国の一番卑怯なやり方ですけども、交付税で勘案といいますか、調整するという表現をしてきたというのは、本腰で地方公共団体の増やすような施策を、積極的にやりなさいということだと思います。

通常、簡単には増やすということの施策というのは、難しいと思っておりますけれども、交付税が絡むということになってきますと、やはりここはやらざるを得ないのかなと思っております。したがって、交付税については私も担当しておりましたので、中身については十分承知をしておりますけれども、単純に地方交付税といいましても、中身は特別交付税とか、その時だけ出るような、いろんな交付税の中身がございますので、ニュースでは事細かな交付税の中身の説明ではございませんので、交付税が3倍増えるで、これは結構やなという話になるかどうかわかりませんが、現時点での人口を増やすための施策、また考え方について、町長も3期11年を迎えられまして、これから先、将来的に玉城町の人口をどうやって増やす。そういうような政策、考え方について、お聞きをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 先ほどのニュースについての詳しい内容といいますか、私も十分承知はしておりませんが、ご承知のように、国の地方に対する新年度の地方財政計画等、年明け早々に出されてくると思っておりますのと、もう1つは11月16日にNHKホールで全国町村長大会に出席をいたしまして、やはり地方交付税の総額の確保について要望してまいりました。

地方もそれぞれ大変厳しい状況であって、前段の議員さんにもお答えをさせていただいたような、大変都市との格差がある。そして人口ビジョンも定めなさいと地方創生総合戦略に取り組みなさいと、こういう形の国からの要請に基づいて、それぞれの自治体がいかに生き残っていくかということに、今、一生懸命で取り組んでおる状況でございます。

やはりやる気のあるところを応援していこうというのが、国の考え方でもあります。先駆的な取り組みをしておるところに、重点的に支援をしたいということがありますがけれども、なかなかそれも全国1,700の自治体から反発がありました。今までも一生懸命で力を出してやり切っておるのに、これ以上できるかということも現実問題あるわけでもありますけれども、しかし、やはり町は町として、町の特性を生かしながら、町の将来にわたっての持続発展を考えていく必要があるというのは当然のことであると思っています。

やはり玉城町としてどうしていくのかということでございます。ご承知いただいておりますように、やっぱり先人の皆さん方の力で、今日まで良い町にしておりましたから、この玉城町をさらに発展していくために、何が大事なのかということがありますがけれども、あまり具体的な内容を述べますと、時間がかかりますけれども、ご承知のように、一番の町の特性をもっと生かしていくということが、良いのかなと思っています。

1つには、人口が増える、あるいは内陸型で海がないという形での安全に対する、非常に前から評価があると。そして、これも過去からの皆さん方のお力で、学校教育、インフラが整っておる。あるいは福祉の政策も行き届いておるということの評価をいただいております。まだまだこれの中身については、先ほどのご質問にもございますように、きめ細かく対応してかないかん部分が、これからたくさんあるわけがございますけれども、そういったことの評価。さらに竹内議員のお話にもございましたように、お城を中心とした歴史文化というところの評価がございますから、この特性をもっとも磨き上げていくことが要るのではないかと思います。

具体的には、やはり毎年ご指摘をいただいております、学校、小学校あたりの卒業名簿でもご覧をいただきますと、よくわかるわけがありますけれども、多いところでは半分以上が、新しく変わってきた、玉城町の旧来からなかった名字の方が非常に多いと、つまり若い世代の方が玉城町へ定住をしていただいておりますというのが、今の実態でございます。近隣は毎年500人から人口減少ということは、近隣の町でさらにあるわけがございますけれども、極端に比較を単純にいたしますと、外城田小学校や有田小学校が一遍になくなっていく、毎年、こんな数字になるわけがありますけれども、そういった点でいかにこれから何をしていくかということは、若い人たちに魅力を持っていただくような、そんなまちづくり、つまり子育てとか、教育とか、そしていずれ若い人たちは、お年寄りになられるわけですから、その時のための福祉の施策が行き届いている町であるかどうか。将来の課題について取り組んでおる町の評価といたしましての元気バスのシステムとか、そういう形も評価をいただいておりますけれども、要は定住促進を図っていきたいと思っています。

そのためには、やはり町としての土地利用の上からでの規制もございますけれども、どこでも建てられるというわけにはいきませんから、やはり地域のところの活用できるところを、今、盛んに言われておる空き家、空き地、そしてさらなる第1次産業での活性化、そのことに力を入れていく必要があるのではないかと思います。

それで、随分と公共インフラが早くから整備いただいておりますけれども、その細かい部分では老朽化の対策もいるんだろうということも考えていかなければならんと思っています。それと、もう1つはやはり旧来からの玉城の良さ、今も坪井議員からの質問にございましたように、行政だけではとてもまちづくりではできない形でありますから、地域の皆さん同士が、もう少しつながりが生まれるような、そういう仕掛けがあるのでは



ないかと。せつかく 61 年も前からの旧村の小学校区単位がございますから、小学校ごとのそのコミュニティをもう少し充実していくような、つまりこの数年来言っておりますように、人と人との関係が随分水臭いといえますか、希薄になってきておる社会になっていきます。

しかし、そうではなくて、いつも防災の時に口癖のように申し上げておりますように、自助・共助、その共助の部分をもう少し、これからの時代は力を入れていくことが要るのではないかと考えています。

ありがたいことに、そういうことに自治区の皆さん方が、大変関心を寄せていただいておりますので、この間の区長会でも、年末の区長会でも御礼を申し上げましたけれども、68 自治区あるうちの 41 の自治区で、防災研修会を開催いただいた。そして、区の中では、まさに訓練しながらの被災の訓練を、熱心にやっていただいたり、焚き出しをやっていただいたりということでありました。

つまり非常に地域の中で、自分たちの地域を守っていこうという意識が、非常に広まってきていただいております、ありがたいと思っておりますものですから、そういうことをもっと皆さん方に意識をしていただけるような、そういう旧来からの玉城町の良さを、もう一度大事にしていくような、そんなことにも政策的にソフトの部分でありますけれども、力を入れていく必要があるのではないかと考えています。

何といたしまして、地方創生のセクション、石破大臣から山本大臣というところで、変わってきておりますけれども、国も重点的に未来への投資という形で、交付金を充ててくれておりますから、それをうまく活用しながら、少しでも町の発展につなげるような形で、取り組んでまいりたいと思っております。いろんなやらなければならぬ施策、たくさんありますけれども、町の非常に良い特性を磨いていくための取り組みに、一層強化をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10 番（坪井 信義） 町長の現状から近い将来の展望ということで、大変多岐にわたりますので答弁いただきました。平成の大合併から 10 年を過ぎまして、近隣の町でそれぞれ合併された町の状況を見てみますと、合併当時の人口から 10 年後、ほとんどのところ減少しているという状況であります。

その当時は、私も町長とともに合併協議の業務をやっておりましたので、実情はよくわかっておりますけれども、単独の道を選んだわけでありまして、それから 10 年、玉城町なりのまちづくりということで、先代の中瀬町長、その後、辻村町長ということで、まちづくりをされてきまして、合併しても減ってしまう、合併しなかったけど減らないで、現状玉城町がある。そんな中で、やはりこれからはこの冒頭の質問でございますけれども、人口増対策というものにも、積極的にまた国のそういった支援があるということで、町長、東京でちょっと内容を聞かれたということの報告もございましたけど、翌年の財政の関係で通達が出てくるかと思っておりますけれども、そこで具体的に業務を担当するのは、また総合戦略になるかと思うのですけれども、林課長のほうまだ具体的にその内容の状況を把握してないと思っておりますけれども、実際そういうことであれば、人口対策、今もたくさんのことやっておられるのは評価しています。

ですけど、人口増という言葉でくくった時に、今やっている事柄ではなしに、今やっておる事柄に合わせて、何かちょっとこんなこともというのが、思いつくようなことでもあ

ったら、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 人口を減らさないような目標をつくっておる中で、人口を増やしていくということについては、本当に一朝一夕じゃないと思っていますし、また、人口減少がなってきた、少子化になってきたことに対しても、いろんなさまざまな要因があって、このような少子化になってきたと思いますので、これを解決していくのも、いろんな組み合わせを講じていかないと人口は増えていかないと考えています。

1つの大きなところは、例えば男女雇用機会均等法みたいな法律が、法改正ができて、女性の方が社会進出をするということが、どんどん進んできた中で、一方ではまた働く女性の方が、出産とか子育てがしにくい状況になったのではないかとということも1つ感じていますし、それから、合計特殊出生率の問題もそうでしたけれども、国は1.8をめざそうという中で、人口集中をしておる東京都がなんせ1.09しかないと、やはりその中で家族が近くにいないという状況の中で、どのようにして子育てをしていこうとか、どのように教育をしていこうかとなってくると、やはり相当な馬力がないとできない。そのために1.09という一極しておる東京都が、人口が、子どもが生まれにくい。たくさんの子が生まれなくなれば、それは地方におこさな仕方ないというところから、地方創生になるわけですが、これから玉城町の利点である、生活環境が素晴らしいということも、生活コストが低いとか、利便性が高い、安全・安心な町、こういったところをちゃんと活かして、母親になるための施策を、いろいろ今うっていますけれども、その中で母親になるなら玉城町みたいなキャッチフレーズを持ちながら、たくさんの方が玉城に転入してもらって、ここで過ごされた方も、いつかは戻ると、またU I Jターンを増やすような転入促進をしていく。この中で過ごしてもらって、また戻ってくるという、そういう郷土愛の醸成から始まって、この町の良さをどんどん見つけて、内外にアピールをして、玉城町の転入促進、また定住促進をつないでいきたいと、こんなことを担当課長として考えています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） 意気込みとして受け止めてさせていただきますので、そういった事柄、具体的に国からきましたら、町長とよく状況を煮詰めて、人口増ということに対する積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

ちょっと私事ですけれども、ボランティアで私、大阪へ月2回、キッズ大阪といひまして、乳幼児を中心にした子どもが1日遊べる場所のインタープリターというのですが、見守りのボランティアにいらして、休憩時間に同じようにきている、大阪周辺の人、70前後の人が圧倒的に多いのですが、話をします。

そうした時に、どっちからですかと聞かれて、三重県の玉城町といひても、10人おったら10人知らないです。伊勢志摩サミットというのは、こっちの人間はすごいと思っているかもしれませんが、関西では存外知られていません。年代もあるのですけれども、三重県でどこが一番市町で思い浮かべられますかというと、鈴鹿市です。何故かと聞くと、F1がある、8耐がある、70前後の人が、それを昔からやっているから、鈴鹿市は知っていると。次は松阪市です。松阪肉、だから伊勢も思っているほど意識はないです。だから、改めて伊勢志摩へという人は少なかったです。残念ながら、4月から行っていますので、休憩時間に折り合うたびに、玉城町というところ、こんなんだという話もさせてもらうの

ですけれども、やはり対外的に三重県の中で思っているほど浸透していない。このことについては、町長と以前話をした時に、いやいや大阪のほうにも行って、色々なPRはしているんだとお聞きしました。

ですから、人口増、流入というのも、近辺からもいいですけれども、その近くに三重県でもありますけども、市町村の共済会館というのがありまして、大阪市の。そこに田舎暮らしはじめませんかというパンフレットが、いっぱい置いてあったんです。覗いてみると、三重県で置いてあるのが、度会町、大台町、大紀町、そういったところが置いてあります。大台町を見ると、そんなこと言ったら大台町さんに悪いですけれども、わざわざ大台町に住もうという感じは、こちらにいうとないですけど、結構自然豊かで宮川のどうのこうのってというのが、PRされています。

だけど、それも端に和歌山県で暮らしてみませんか、PRを見ると。和歌山の紀ノ川とかいろんな熊野川があります。ほとんど一緒のような内容です。あれだったら、アピールしてもたぶん受けないと思います。ほぼ一緒ですから。だからそういうパンフレットも必要ですけれども、やはり県外からでも新しい人の流入を進めていこうと思えば、先ほど町長も担当課長もいいましたけど、インフラ整備がまず大事だと思います。安心して暮らせて、なおかつ若い人に暮らしてもらうためには、子育てができる環境というのが、まずもって重要な事柄ではないかと思えます。

それ以上いいますと、質問の要旨と違いますので、次回の時には、その方面で質問させていただきたいと思えますけれども、そういったインフラ、あるいは環境、福祉の体制、そういったものを整えながら、人口流入を図る。そして、人口増対策として、政策としてうっていただきたい。その財源は、交付税がそうやって3倍、ちょっと眉唾もんですけども、交付税を増やしていただけないという、国の方針があるわけですから、是非ともそれに乗っかって、政策ができるようお願いしたいと思えます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、10番 坪井 信義君の質問は終わりました。

次に、1番 中村 長男君の質問を許します。

1番 中村 長男君。

〔1番 中村 長男 議員が登壇〕

### 《1番 中村 長男 議員》

○1番（中村 長男） 1番 中村。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は2件でございます。1点は、社会教育、文化施策の拠点となる図書館の強化についてが1点でございます。もう1点は、町営住宅でございますけれども、これの非常時における救済手段、これについて、質問方々お願いしたいと思えます。

まず1点目でございますが、たまたま昨日の新聞にも出ていたのですけれども、学力テスト、こういった中で、弱体化している読解力、質問の意味を受け止めるが、これが弱っているために、学習の効果をあげるためには、これを高めるためにはどうしても必要であって、そのための図書館、こういったものの役割が非常に重要だと述べられております。

当然、玉城町の総合計画にもうたわれておりますけれども、地域の学習なり、あるいは情報の拠点施設として活用していく必要がある、充実したものにしていこう。そういった方

針が計画にのせられておりまして、町図書館の運用状況について、質問させていただきたいと思っております。

玉城町内の図書館の設置されておる状況につきましては、村山龍平記念館の中にございます、町の図書館と。それから、各小学校、中学校の中に学内に設置されている図書館というのがあると思います。それぞれ役割は違いますし、利用される層も違うわけでありましょうが、村山龍平記念館の中にございます玉城町立図書館、これの運用状況につきまして、その位置づけ等につきましての質問になろうかと思っております。

たくさんの方が利用がこういったところを使っていただきまして、また、豊富な蔵書の中から必要な情報なり、知識その他のほうを十分くみ取っていただくと同時に、町で行っております講演なり、あるいは文化活動、そういったものに対する宣伝の場所、広報の場所、そういったところの中の役割を担っていただくのが、玉城町の文化を育てていく上で必要ではないかという考え方をしておりますので、それに相応しい力量を持った図書館を実現してほしいという願いを込めております。

私事でございますけれども、私たち団塊の世代から見まして、世の中は高齢化社会がどんどん進展しておりまして、間もなくピークを迎えますけれども、まだまだ社会の一員としまして、その一翼を担う意欲というものは、旺盛なものがございます。当然、社会情勢なり、あるいは新しい知識なり、また役立つ情報、こういったものへの関心は、決して衰えているものではございませんし、世代を問わずこういった知見を広げる欲求というのは、どんどん高まってくるばかりかとは思いますが、むしろ若年層の方につきましては、なおのことこういったことにつきましての関心は強いだろうと思っておりますが、一方におきまして、インターネットで代表されますように、I T Sの進展で電子辞書といえますか、電子情報といえますか、こういったものに置き換えられた情報伝達も、生活の中に入ってまいりましたので、こちらを重視する人々が増えてまいりますと、若干図書館の利用法も変わってくるかもしれませんが、状況はどうか、玉城町の運営する公共施設の町営の図書館、この将来像につきまして、ひとつこんなふうになりたいという形の中で、考えておりますので、実現する形のうえで、是非、町長なりまた関係課長のお考え等も伺いたいと思っております。

質問内容につきましては、当初、細かい点がございましたので、担当課長のほうからご回答いただくのが、ありがたいかと思っておりますが、あと最後のほうで、まとめのほうで町長からいろんな考えを聞かせていただければと考えております。

まず図書館の規模と利用の・・・について、お聞きしたいと思っております。と申しますのも、はじめに触れましたように、小中学生はそれぞれの学校内にあります図書館を使っておるものですから、おかれている内容も違いますし、また町の図書館に顔を出す機会も、比較的限られるかと思っております。特に夏休みとか、冬休みとか、長期の休みの時に利用されることはあるかと思っておりますけれども、通常は比較的自由な時間があるといえますか、高齢者の方、また場合によりましたら、逆に極度に幼児といえますか、絵本関係を中心としたものを利用される方が、親と一緒に利用されることが多い、そういう感覚で、利用者が偏っているという感じもするわけですが、そういう点からいたしまして、まず玉城町図書館、これの蔵書数、それから貸し出されている実績、これは計画等の中でいきますと、かなり今年度大幅に超過するような数字の予定数というのが、あげられておりましたのですが、そこに1万5,700に近いような冊数の貸出冊数があったような気がしておるわけですが、

それが実際のところ、このとおりなのか、まず昨年度の実績がわかっておれば、お教えいただきたいと思います。できれば教育のほうからお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（中瀬 信之） 1番 中村長男君の質問に対し、答弁を許します。

○1番（中村 長男） 私のほうが希望を申し上げたわけですので、そちらが予定されているのがありましたら、ひとつお願ひします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） まずは中村議員さんから、社会教育、文化施設の拠点となる図書館の強化ということでございますけれども、いろいろ具体的なことは所管のほうから答弁をさせていただきますけれども、まず基本的に玉城町の図書館について、小学校・中学校は別でございますけれども、昭和58年、33年前になりますけれども、村山龍平記念館、今お話がございましたように、併設される形で以前の教育委員会の事務局の中にもありました図書館を、さらに改修をしたわけでありまして、平成12年にも図書室の一部と研修室を改修して、現在の状態になっておるものでございます。

その後、平成8年度に三重県の助成の広域連携事業というのがございまして、それによって、旧小俣町とそして玉城町の2つの町に、それぞれ5,000万円をいただき、合計1億円になるわけですが、その交付を受けて、小俣町には図書館、玉城町には今の保健福祉会館ふれあいホールを建築して、相互の、つまり玉城も小俣の町民の皆さん方も、住民が同じように使用、使える利用が可能となるべく共用が図られたわけでございます。

また、現在においても、小俣の図書館を玉城町民が気軽に利活用できるよう、交通手段といたしまして、玉城町の保健福祉会館とを結ぶ元気バス、福祉バスを毎日定期的に運行させていただいておるのが、今の現状でございます。

さらに伊勢志摩定住自立圏構想におきましても、図書サービスの充実の取り組みも掲げておるわけございまして、今現在の龍平記念館にあります図書館も、さらに充実をしていきたいというのが、現在の基本的な考え方でございますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 先ほどお尋ねいただきました数字的な部分ですので、私のほうからお答えさせていただきます。ご質問ございました図書館の蔵書数でございますが、本年12月2日現在で1万2,556冊でございます。

また、貸出の実績でございます。25年からの3年分の実績を申し上げますと、平成25年度が1万5,574冊、日平均いたしますと42.6冊。また、平成26年度でございますが、1万5,667冊、同様に日平均いたしますと、42.9冊。平成27年度1万5,053冊と、日平均41.2冊という実績でございます。

すいません。それと目標数値のことが、お話がございました。といたしますのも、平成22年度策定いたしました総合計画の前期の計画でございますが、貸出冊数を7,000冊ということで設定をいたしております。しかしながら、2倍もの実績があると。まずその要因といたしまして、平成23年度、また24年度に図書館の司書を採用いたしまして、ランキングリクエスト、また新刊図書紹介等々をいたしました。その結果、今、申し上げたような数値になっておるといところでございます。

現在、専門の司書は配置しておりませんが、継続した事業を展開して、後期計画では目

標を1万5,700と設定をして、高く設定をしておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） ありがとうございます。使用の規模といたしますと、玉城町の現状の図書館からしますと、かなり有効に活用されているという感じがいたします。1日あたり40冊前後となりますと、確か私も前に利用させてもらったことがあるわけですが、1回に5冊ほどはお借りできますので、1日10人は借り出されると、少なくともそういう実績はあろうと受け止められます。そういう点の中で、利用度数につきましては、比較的順調な中での使用度数かと思えます。あとは人数の問題とかございますが、あと蔵書の数でございますけれども、年間の予算からしますと、昨年40万円ほど計上されておりました、下に聞かせてもらっているのが、400冊前後のものが入るということですが、これは書架のほうのスペースからしますと、どういう形で運営されているのか、ちょっとお教えいただければと思います。といいますのは、それほど書架のほうに余裕があるような図書館ではないようなイメージでございますので、ちょっと言っちゃ悪いのですが、400ほど入りますと押し出されている部分が発生するのではないかという形をいたしまして、こういったものがどんなふうによく回されて、閲覧に回されておるのかということがございますから、その蔵書数これはだいたい蔵書数は推移していくのだろうと思えますけれども、日常どんなふう管理されておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 図書館でございますが、毎年新しく図書を購入いたしております。過去3年でございますが、平成25年度から27年度にかけては、50万円の予算に基づいて購入いたしております。その年度の購入冊数を申し上げますと、平成25年度が454冊、26年度が419冊、平成27年度が414冊という実績でございます。

議員仰せのとおり図書館としては、大変狭いスペースということがございますので、教育委員会といたしましても、玉城町立図書館蔵書除籍基準というものを設定いたしまして、それに基づき処分をし、スペースを確保しておるという現状でございます。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） ありがとうございます。そうするとだいたい同じような数字で、ずっと推移して行って、内容が新しいものと置き換えていくということでございますね、わかりました。あとは週刊誌とか、月刊誌とか、あるいは新聞等、こういったものは置かれてはいないわけなんで、主に単行本が中心かと思えますけれど、特にこの中で、先ほどの利用頻度からしまして、どういったものが多いのかなということ、ひょっとして幼児の方の絵本、こういったものが多いのではないかという感じもいたしますが、ちょっとこれだけ1つだけ追加に、お答え願えればと思います。

お邪魔している中で、子どもさんがお母さんとよってきて、借りているのか、あるいはまた広報でも、一覽で今月の購入図書をみますと、子どもさん向けの本が多いような気がしましたので、確認のためにちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） その内訳につきましては、平成28年12月2日現在、この時の調べの実績につきまして、説明を申し上げます。

図書の内訳でございますが、郷土資料につきましては385冊、また絵本につきましては、1,451冊、紙芝居等が138冊と、それ以外については、ちょっとよろしいですか。

○議長（中瀬 信之） 暫時休憩します。

○議長（中瀬 信之） 再開します。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 先ほどの説明、再度説明させていただきます。

平成28年12月2日現在の蔵書内訳でございますが、郷土資料といたしまして385冊、また絵本につきましては1,451冊、あと紙芝居等について138冊ということになります。それで後それ以外の小説等につきましては、1万576冊の蔵書の実績となっております。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） お手数かけて申し訳ございませんでした。こういった状態の中で運営されていますと、おおよその推定しかあれですけれども、カウンター管理というのが、非常に大変ではないかという感じがいたしまして、利用される人であればわかると思うのですが、実際に希望の書物を探すのに、間に入りまして選ぶ時のスペースが、ちょっと若干苦しいものですから、2人、3人ときますと、なかなか身動きひとつままならないという形の感じもいたしますので、こういう点につきましては、見る方もちょっと狭苦しい感じもするのですが、管理される側のほうも、何とかあったらなという気持ちもあるのではないかと感じおりました、こういった点、質問のほうにも次にかかってくるわけですが、図書の閲覧棚のスペースが狭くで、しかも蔵書がぎっしりと詰まっている様子でございますので、書籍の管理、整理に大変な労力がかかると思われましますけれども、もっと余裕のある閲覧スペースに改装できないでしょうか。

出入りオープンな開放的な雰囲気が出せたらなという関係で、何とかならないかと思っておるわけでございますけれども、図書館の読書用のスペースも若干ございますけれども、調べ物をしたり、あるいは本を持ってきて読んでみたり、それである程度、何かに使うようにするような方、これは余り見られないような感じがいたしますので、この辺は当図書館といたしましては、大きな課題という感じで受け止めております。

また、図書の管理システムにつきまして、保守点検とか、委託その他のほうで、図書館のほうに50万円近い予算も割り振られておりますけれども、こういったものとセットにする中で考え合わす中で、低コストでコンパクトな図書館の運営としては、非常に頑張ってみえるという感覚であるのですけれども、そういう点も含めまして、もう少し何とかならないのかという形の中での意見を加える中で、教育委員会の職員の方が兼務で、図書館運営をされておるといった関係で、ほかの市町とは異なったような形態であります。少人数の利用者に合致したような運営形態、こういったものをめざす施策、こういったものは当面、変えられないといえますか、これを突き詰めていくというのですか、そういった方針なのかどうかというのを、お聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今現在の図書館、これにつきましては、町長が最初の答弁の中で、以前の図書室を半分に分けた形での蔵書、そしてまた以前の研修室を図書スペースとして、そちらにも図書を移しながら、閲覧スペースを確保したということで、非常に狭い状況ではありますが、限りあるスペースの中で、工夫を凝らして閲覧スペースを確保しておるということでございます。若干、文書図書等の部分もございまして、そちらのほうの部分につきましては、早期の段階で整理をいたし、本来の図書館という整備を図っ

ていきたいと考えてございます。

現在の図書館の蔵書なり、貸出の管理、これらにつきましても、今議員仰せの中での図書館管理システムを活用し、この図書館管理システムにつきましては、各小学校、中学校と全てをネットワークで結んでおり、各学校、小学校、中学校との図書館の貸出調整等も行えるような形でのシステム化をしておりますので、蔵書等につきましては、問題ない。そしてまたそれを維持管理していくところでございますけど、こちらにつきましても、現状、職員等に確認をいたしましたところ、特に大きな問題は発生していないような状況でございますので、今の現状の中をもう少し整理をしながら、扱いやすい訪れていただきたいというような図書館整備を努めたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） わかりました。実は私も数年前には結構利用しておったのですが、一応、だいたい目ぼしいところは読ませてもらったものですから、今は他の町の図書館に顔を出す機会が多くございまして、そちらのほうを参考にみさせてもらっておるわけですが、玉城町内、先ほど町長からご説明がありましたように、以前から小俣なら小俣、あるいは多気なら多気、伊勢なら伊勢といったところに、足を伸ばして図書館に接するという方は結構多いように思われます。

近隣の市町の図書館の方の様子を伺っていると、住民サービスという意味もあるのでしょうけども、かなりコストをかけて運営されているようなイメージもありますし、それからまたその地域の町の文化遺産や、あるいは史跡、こういったものの広報活動にも、かなり深く入ってみえるような印象も受けておまして、すばらしいという感覚も持っておりますし、また玉城町の図書館もおそらく同様の力も示すことができるのではないかとということでございますので、特にそういう点をお含み合わせの上、玉城町らしい図書館というのを、ひとつ実現していただければと思います。

先ほどの話のなかで、古い書物、どちらかという処分するような形のものにつきまして、可能のような、かなうですか、最近新設されております高齢化社会のコミュニティの場、こういったところにも、場合によったら分けていただきまして、そこでいろんな話題の元として活用していただければどうかなという感じも持っておりますし、なにぶんによりまして、新しい新聞とか、また雑誌等が入るようなことがあるようでしたら、そういったものの活用先として考えていただきまして、バランスのとれた、また幅広いところから利用できる図書館、住民が知りたい情報が的確に得られるような、機能性の高い図書館にしていいただければありがたいと思います。

役場にこちらのほうにまいりまして、何かの用事のついでに、目の前に村山龍平記念館があるわけですから、ちょっと寄っていかうかという感じで入れるとか、あるいは文化活動の予定がちょっと先がわからんけども、何かあるのじゃないかということで、関心を持って立ち寄っていただけるような気軽に立ち入れるような図書館にしていいただければと思います。

総合計画の絡みの中で、町長また関係者の皆さん方、大変ご苦労さんでございましてけれども、現状のコスト的な面では比較的リーズナブルに、そしてまたいろんな面で、蔵書数の1.3倍にあたるような貸出冊数が、利用されておるといふ利点を活かしていただきまして、玉城町のための重要な拠点として、図書館の活動をよろしくご管理をお願いしたいと思います。



1点目の質問につきましては、終わります。

次に、2点目の質問でございまして、町営住宅の非常時における救済手段でございます。私ちょっとよくわからないのですけれども、町営住宅の防災に関する質問になろうかと思っておりますので、現在の4階建ての2棟部分、城東団地でございますけれども、これは全体として耐震処理というものは問題ないという建物なのかどうか、まず1点お聞きしたいと思っております、よろしくお願いたします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 城東団地の耐震についてのお尋ねということでございますが、平成12年度に耐震診断を委託いたしまして、構造上問題ないという結果が出てございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） それを聞いて安心いたしました。それがないと質問の根底が狂ってくるものですから、建物として問題がないというのであれば、非常時の場合におきましても、それに対する対応ということになるかと思ひまして、1つ目は、この住宅自体は、正確ではないのですけれども、50年近くたっている建物かという感覚でございまして、構造とか機能とかいうのは、ちょっと現在のマンションとか、そういったものに比べますと、異なった、昔風のといったら語弊があるのですけれども、そういった室内の配置になっておりますし、改造とか改修というのは、ひょっとして予定にあがってくるのではないかという感覚であります。

実際のところ、年3回ぐらい空いた住宅につきましては、募集が行われておりますけれども、これも全て直ぐに埋まるという形で、この町営住宅の存在自体は、必要性は今後、相当まだ続くであろうと考えておひまして、こういったところにつきまして、新しい入られる方につきましては、壁とか、あるいは床面とか、若干手を加えられて、新しい表装のもとに、居住空間が確保されるという格好で伺っておるわけですけれども、これで当面問題ないと判断されるのでしょうか。

実はこの辺で、いやまだ他にしなければいけないことがあるなら、お教えいただきたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 議員、城東団地は建ってから50年というお話でございましたけれども、現実的には建設年度は53年度の建設でございまして、まだ38年たったというところで、まだ耐用年数としてはございますわけですが、特に改造とか、そういう計画等々はまだありませんので、今、現状維持しておるといふところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） そういうことでございますと、現状の使用の町営住宅でございすけれども、構造あるいはその他につきましての問題も少ないようでございますから、安心して過ごしてみえると思ひますが、ただ、平常の時はさておきまして、非常時の場合、特に直近にあります南海トラフ地震、大きな地震がきた時、そこに住んでみえる方、建物は健在ではありましても、そこで生活されるのが非常に難しくなると。あるいは場合によりましては、ちょっと閉じ込めといひますか、出入りが難しくなるといふ可能性もあるのではないかと思ひまして、そういった点に対する対応が、何か考えていただけるかどうかという形の質問でございす。

大きな地震になりますと、ライフラインの復旧にも相当時間もかかります。それから、場合によりましたら不便な避難所で、ある程度退避生活が長引くのではないかという感じもあるわけでございます。これは若い居住の方であっても、最近ちょっとお聞きしている中では、独居されています高齢者の方も、同じような形かと思われまます。

特に階数が高い部分、3階、4階となりますと、出入りにつきましては、この建物は入口以外にはあと一切、逃げる場所がございません。ですから、出入りしている玄関のスチールドアがなんらかの事情で、開かなくなりますと、どこにも行き場がないという状態になっておりますので、これに対する非常措置というのが必要ではないかという感覚で、まず1点お伺いさせていただきます。さらに今、申し上げましたように、ライフラインの復旧が遅れますと、かなり重要物というのですか、水とか灯油タンクとか、あるいはまたお米とか、重要物を下から上まで持ち上げるのが、非常に大変な労力になるうかと思ひます。

特に高齢になればなるほど、こういったことにつきますての負担はきつくなるわけでございますので、町営住宅の設置者の立場として、町は何か応急措置はそれないのかどうか、何か方法はないのかどうか、ご検討をいただくことはできないでしょうか。ちょっとこれにつきますてのご返答をお願いいたしたいと思ひます。

なお非常階段というのは、非常時の避難口という意味でございますし、簡易エレベーターと書きましたのですが、ものを運び上げるうえで、つり上げるような設備で結構でございますが、こういったものも合わせた中で、そこに今現在住んでみえる方が、建物だけじゃなくて、家財道具なんかあるのだけれども、なかなかそこで生活が再開しにくなどといったことを、対応する方法といたしまして、何かございましたら、ご回答をお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 非常時の体制についてのお尋ねでございます。まず1つに非常階段及び簡易エレベーターの設置等につきますてのご質問でございます。非常口というのが実際ございませんでして、日常に使っておる階段でございます。構造といたしましては、2戸で1つの間に階段がある。それが4つ並んで8戸、その4階ということになりまして、階段がそれぞれ4つあるわけでございます。

それで、構造的に階と階をつなぐ廊下というのが、実際ございませんので、実際その4本ある階段で、脱出していただくということになります。その手段が立たれたらドアが開かなくなったとかいう時には、どうなるかといひますと、外に南側にはそれぞれベランダがございまして、平常時、普通はそれぞれ仕切りがしてございすのですけれども、非常の時はそれをちょっと破って、隣へいくと逃げるということになります。

それで、また普段町のほうも、自助・共助ということを盛んに申し上げておる中で、団地の中の避難訓練、そんなものも必要かと思ひますので、区長さんともそういうところは詰めていきたいと思ひます。それと、先ほど重い荷物等をもって、上の階へあがっていく等の対応ですけれども、実際それにつきますても、簡易エレベーターという案をいただいておりますけれども、これも構造的に付ける場所がないというのが現状でございます。

それでどういう対応、応急の措置としては、特にございませんのですが、区長さんなり直接、高齢者または体のご不自由な方につきますては、申入れのほうをいただいております。1階に空きが出た時点で、そちらの方を優先的に移動していただくと、そういうよ

うな措置は講じておるという状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） おそらくそういうような形のお答えが返ってくるのではないかと思っております。もちろんそれで結構でございます。ただ、前もってこういうこともあり得るということ、考えていただいておきましたら、もう早い段階で高いところにおる人は、ライフラインの回復するまでの間は、どっかで下のほうで生活できるような場所を確保していただくなり、コミュニティの中での対応なり乗り切っていただければと思いますので、ひとつそういう点は団地のコミュニティの方々の中で、ひとつあげていただきまして、困らなくて、また体力的にも無理なことがないような形で過ごせるように、町のほうからも働きかけをお願いしたいと思っております。

その他、私どもとしましては、なるべく地域の避難所等の関係につきましては、まだまだ勉強しなければならぬことがたくさんあると思っておりますけれども、南海トラフ地震を目の前にいたしまして、いろんなケース、こんな場合どうするんだといったことを訓練なり、あるいはいろんな勉強会というのですか、予想する場の中へ出していただきまして、また参考になることがあれば、広く広報等をしていただきたいと思いますと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、1番 中村 長男君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間の休憩します。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時26分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開します。

一般質問を続けます。

次に、12番 風口 尚君の質問を許します。

12番 風口 尚君。

〔12番 風口 尚 議員が登壇〕

### 《12番 風口 尚 議員》

○12番（風口 尚） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、2点ほどお尋ねしたいと思います。まず1点は職員の交通安全運転対策ということで、2点目が屋内体育館の対応についてということであります。

師走に入りまして、今日で8日目ということで、大変早く年の瀬がまた押し迫ってまいるわけでございますけれども、年末になってきますと、気ぜわしくなるのと同時に、交通量が大変増加とすると。それと同時に飲酒の機会が、どうしても増えます。そんなことから重大な交通事故が懸念されるわけでございます。飲酒ということで、なかなか減少されないように思います。乗るなら飲むな、飲むなら乗るなど、ずっと言われておりますけれども、ここ何日か前にも某市の警察署の交通課長が、酒気帯運転で事故を起して逮捕されました。何をか言わんやというところでございますけれども、そんなことで、私もたまにあれあの人ビール飲んでおったのにとする人が、ずっと車で行かれたりすることも、たまに見かけます。

なかなか人間というのは甘いもんでございまして、性格もありますし、難しいと思うのですけれども、1つ事故を起しますと被害者は当然でございますけれども、加害者のほうも

家族が路頭に迷うという、そんなことがあるのですけれども、なかなかそれが幸か不幸か、事故に至らない、捕まらないということで、なかなか減少されないというのが現実でございます。

それともう1点は、午前中も山口議員から質問がありました高齢者の事故であります。大変ここに来て、高齢者ドライバーの事故が多発しております。生活福祉課長からも申し出ておりましたけれども、20人同時期で、昨年に比べて交通事故の死亡者が20人増えておるといふことでありますけれども、これはいろんな要因はあろうかと思っておりますけれども、高齢者ということで、人は分け隔てなく平等に老いがやってきます。実は私も2日前に高齢者の仲間入りをさせていただきましたけれども、今、高齢者ドライバーが全国で1,710万人と言われております。

2年前は1,600万人で、これからは当然増えます。新しい私たちがなったわけで、みんなも免許証を持っているような状況でありますから、また認知症ドライバーもかなりいると推察されるわけでございますけれども、この間ちょっとテレビで、落語家がこれはその人のネタですけれども、免許証を返納したことを忘れて自動車を運転する高齢者ということをおっしゃってございましたけれども、これは本当に笑い事ではなくて、これからもこういったことは多々あるのではないかと思うわけですが、家族の協力とか、あるいは行政のサポートといいますか、みんながそういった高齢者、先ほどもございましたけれども、くだいことは言いませんけれども、そういったことが大変必要になってくるのかなと感じておるところであります。

もう1つ、今回、私が質問をさせてもらおうかというきっかけになったのが、今から申し上げることでありまして、この頃の交通事故の要因になっております。スマートフォンのゲームのポケモンゴー、この出現であろうかと思っております。私はこういったことは、あまり詳しくありませんので、このゲームについての肯定も否定もできるような認識を持っていません。ただ、このことの使い方によって、交通事故があつて、悲惨な目にあつた人がいるということは事実であります。

10月にも愛知県の小学校4年生だと思っておりますけれども、ノリタケケイタ君という児童が、トラックの運転者がこのポケモンゴーを、運転中にやっけていまして、亡くなりました。大変痛ましい、そんな事件があります。これはこの人だけではなく、ほかにも今、何件かポケモンゴーによつての事故があります。その中でも死亡者も何人かおるわけでございます。何日か前もバスの運転手が、運転中にポケモンゴーをやっけていまして、懲戒処分を受けておつたようでございますけど、なかなかちょっと私なんかの感覚ですと、そういったゲームができないものかどうかわかりませんが、よく私は時々歩くのですけれども、歩いてますと、これはゲームをしているのか、何かわかりませんが、スマホをいろいろ持っている人が何人かおります。わずかではなくて、何人かいます。本当に事故が起きないのが不思議だと思つるぐらい、そういったことが頻繁によく見かけるわけですが、そういった現在の全国の事故状況をみますと、こういった縷々申し上げましたけれども、あるわけございまして、そういった事故状況を鑑みながら、また、玉城町の事故状況を踏まえて、町長の交通安全ということに対しての所感をお願いしたいと思つます。

○議長（中瀬 信之） 12番 風口尚君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 風口議員から交通安全の対策についてのご質問をいただきました。

12月6日付けの各社の新聞にも大きく三重県警から交通事故の非常事態宣言が、16年ぶりにということで、新聞で全面掲載をされておるわけであり。前段の山口議員にも、お答えをさせていただきましたけれども、一向に交通事故が減らないということでありす。

人間誰でもそうでありすけれども、自分は事故を起こさないと、事故が遭わないんだという錯覚が、そういう心理の上であるわけでありすけれども、やはり自分自身が運転しておる時にでも、いつ事故に遭遇するかわからないという、普段からの意識を、安全意識をもってもらおうということ、一度事故に遭ったり、捕まったりということになると、それから、注意をするということが人間の心理でありすけれども、要はどうして減らすかということに、もっと徹底して取り組まなければ、いつまでたっても事故は減らない、悲惨な特に前段の山口議員にもお答え申し上げましたように、子どもの通学時に悲惨な事故が発生しておるといふ実態がありますから、ようは1つには、伊勢警察の署長とも面談してお願いしてありますけれども、取り締りを徹底してほしいと、こう申し出をしております。

それから、もう1つは行政としてやれる部分の事故防止対策、具体的には特に伊勢多気線、いわゆる熊野古道の玉城町でいいますと、富岡から勝田、原へ抜ける幹線道路、そこへ出てくるところの、集落から出てくるところでの事故が多発しておると、町内での事故の箇所を分析しておりますから、その部分を徹底して、さらに安全対策の施設整備をしていきたいと思っておるわけでございます。気づいたところからやっていくということ、是非これからも進めていきたいと思っております。

それから、日頃から子どもたちの登下校の安全確保のために、ボランティアで協力をいただいております方々にも、この場をお借りして、御礼を申し上げたいと思っております。いろんな対策を早急に講じていくこと、これが一番重要ではないかと今のところ思っておるわけでございます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） 今日職員交通安全運転ということで、ポイントを絞ってでありますけれども、私どもの近くの田丸世古線でも、本当に井倉の辺りでは、しょっちゅうというぐらい事故をしております。この間も駐在さんと話をしておったのですけれども、もうどうしようもないです、対処方法がないですと言っておられましたけれども、ああいう見通しの良いところだと、余計に見通しが悪いとみんな注意するのですけれども、そういったことがあるのかなと。

私たちはあそこで事故が多いのは知っていますから、左から車が来たなと思うと、やはり徐行するんです。そうしますと、こちらを見て止まる車もほとんどですけれども、それを見ずにシュッと左へ曲がっていく車も何度かあります。これは、私たちは危ないということがわかっていますから、そういった対処ができるのですけれども、なかなか外から来た人では、そういったことがわかりませんから、ドカンとやってしまうことが多分そうであろうと、そんなことを思っているわけでございます。人間にはやっぱりそれぞれ性格がありますから、あわて者の性格、ゆったりした人、いろんな人がおりますから、私は今までズッと何十年とドライバーを見てきたわけでございますけれども、往々にして普段おとなしい人が、車に乗ると横着になります。これはズッと見てきての感想です。

車に乗ると性格が変わるといいますか、そういう人がどうもそういう傾向にあると。で

すからいつも車をあててくる人は、だいたい同じような人でありました。そんなことでどうしても性格が出ますので、なかなかこれは一概に、こうせえあせえと言って講習したり、教えてもなかなか難しいといえは難しいのですけれども、そういうことが今まで何十年かの経験の中で思うわけであります。

それから、今回こういったことを職員ということでもありますので、公用車について、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、今、保有台数、それと1日の稼働台数、延べで結構でございますけども、どのぐらい公用車というのは、1日に動いておるのかというのを、ちょっとお聞きしたいです。

それと一緒に結構でございますけども、過去5年間の交通事故状況、どのぐらい交通事故があったのかということもお聞きしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) まず1点目の保有台数でございます。役場関係におきまして、41台。あと病院、ケアハウスも含めると、トータルで59台となっております。

それから、1日の稼働状況でございますけれども、先ほど申しました台数の中には、消防車5台、それから建設課で所管しています、パワーショベル1台等も含んでおります。それ以外の車につきましては、ほぼ毎日稼働しておるとい状況になろうかと思ひます。フル稼働に近い状態になっておろうかと思ひます。

それから、あと事故の件数でございますけれども、公用車の関係で、対物事故のみではございますけれども、過去5年間で5件ほど発生してございます。平成23年に1件、24年に2件、25年に1件、26年に1件、27年は0ということでございます。

また、ブロック塀とか石垣とかで、こすったという部分での公用車の若干の自損等の事故というのは、トータルでいきますと、20件程度5年間であるという状況でございます。

○議長(中瀬 信之) 風口尚君。

○12番(風口 尚) こういった保有台数を聞きました。1日ほぼフル稼働ということで、本当に危険がいつもある、そんなことを思うわけでございますが、そのわりには交通事故というのは少ないのかなと思ひました。

私も1回、公用車に乗せてもらってしまして、追突されたことがありまして、これは100%相手が悪いのですけれども、後部座席に乗せてもらってしまして、ただ、1つ何か良かったかといいますと、シートベルトをいつも後部座席に乗りましても、シートベルトをするように心がけておりましたものですから、特に救急車でいったのですけれども、特にそういった大きき怪我もなく済んだわけでありますけれども、そういった事故というのは、自分だけが過失で起こるものでもなく、相手から飛び込んでくる場合というのも、多々あるわけでございますけれども、そういった備えというものが、実はとても大事なことで今、申しあげましたシートベルト、今、シートベルトの事故で、死亡者の中でシートベルトをしていない人が亡くなるは40%です。40%の人は死亡者の中で、シートベルトをしてない。

安全運転のそういった講習の時にも、そういったことがくどいように聞くのですけれども、飲酒とシートベルトと、でもなかなかやってない人がある。そんな状況で、先ほども申しあげましたように、なかなかそれぞれの性格がありますので、難しいかなと思ひますけれども、はい、わかりました。

それから、次に3番目の交通安全教育ということで、まだドライバー歴の新しい、歴の

浅いというかな、浅い職員には、こういった交通安全教育というものをなさっておるのか。また新たなこういった先ほども申し上げました、交通事故になる要因でありますスマホ関係、そのようなことも出てきておりますので、交通安全教育というのをなさっておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 昨年度からではございますけれども、新規の採用職員及び過去に公用車等で事故を起した職員に対しまして、三重県の運転免許センターのほうに、1日の講習を受講させるようにさせた格好で、研修等を行っておる状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） 交通安全教育センター等々での講習もさることながら、私が思うのは、やはり職場での教育といいますか、指導といいますか、それが大事かなと思うのです。それがつながるわけですが、どうしてもそういったところへ行くというのも、勿論、大事なことですけれども、職場での教育、指導となりますと、わりあい意識するのかなと、これは私が思うことです。

それに関連するのが安全運転管理者制度であるわけです。これは一定数の自動車を使用する使用者は、こういった安全運転管理者、あるいは副安全管理者を選任すると、これは義務付けられております。当然、役場にも交通安全管理者というのがおられると思います。また、副安全管理者も、これは台数によりますから何人おられるのかは、ちょっとわかりませんが、この安全運転管理者というのは、最高責任者でありますから、こういった方々がこれから今、こういった立場でおられるのかということを知りたいのですけれども、まず副安全運転管理者というのは、何人おみえですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 先ほどもこれにつきましては、申しましたのは、公用車の台数によりまして、人数というのは定められてございます。先ほど申しました59台ということでございますので、正規のというか、安全運転管理者が20台までいけますので、あと2名、副安全管理者として2名を任命させていただいて、トータル3名ということで、60台までいけるという状態でございます。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） 副安全管理者2名ですか。そうですか、台数によりますものね。はい、わかりました。そういった専門家ではありませんけれども、責任者が各事業所にはおるわけでございます。年に1回の講習がありまして、私も実は安全運転管理者ですけども、1日講習がございます。警察署長なり、あるいは交通課長の今の事故状況なりを話されて、専門家の講習とか、そういったことがあるわけでございますけれども、この安全運転管理者の選任をされる基準というのは、こういったところから基準、選任されておりますか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 今現在、総務課の課長補佐が、一応安全運転管理者ということで選任をしております。また、副安全運転管理者につきましては、ケアハイツのほうも1名、もう1人は総務課の職員とケアハイツの管理者となっております。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） わかりました。総務課の課長補佐ということですね。あとケアハイツの職員ということで、この安全運転管理者、先ほども申し上げましたように、年に1回の

交通安全講習があるわけですが、その安全講習があつての結果の報告とか、あるいは今の重点課題というわけですが、そういったことの周知とか、そういう機会というのはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 現在のところ全職員を対象ではございませんのですが、研修を受けてまいりました後には、課内での復命ということで、ケアハイツはケアハイツで、総務課は総務課で、課内での復命というのですか、書類を見ましての研修となっております。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） わかりました。自動車で事故をしまして、とんでもないことになりますと、今まで培われてきました財産であるとか、信用であるとか、そういったことが一遍に吹っ飛びます。そういったことを、なかなか経験がないと安易に考えがちですが、そういったことを厳しく意識することが必要かと思えます。よく帰省をされる子どもさんとか、あるいはお孫さんに、お爺ちゃんとお婆ちゃんが、気をつけて帰らないかんのやということを、よくテレビなんかでも言われていますし、私らなんかでもそうですけども、ああいった一言もとても私はとても大事なことだと、いつも思っていますので、こういった課内でと今おっしゃいましたけども、そういう厳しい、特に若いドライバー歴の浅い職員には、そういったことを植えつけてほしいと思います。1つ目の質問はこれで終わりたいと思います。

2番目の屋内体育館の対応についてでありますけれども、今年はいろんなところで、熊本県とか鳥取県とか、近いところでは和歌山でも地震が起きたわけでございまして、どうも身近に感じておるわけです。役場でも総務課のほうで、各地区に行きまして、防災訓練講習会というの、30地区以上なさっておられると聞いております。大変力を入れてもらっているところでありまして、大変ありがたく思っているところでもありますけれども、今、質問するのは、屋内体育館、お城広場にある屋内体育館でありまして、これは前からこのことについては、議員懇談会でも議論しておりまして、平成24年4月から5月、6月、7月と4回にわたって、この屋内体育館をどうしようということ、議員懇談会で4カ月テーマに入れまして議論しました。

直ぐに解体すべきだという人もおられましたし、なかなか施設が足りないものですから、使わせてほしいということもあつたりとか、そのようなことで議論をしてから4年5カ月になるわけでございますけれども、ちょっと1回今どようになつておるのかなと思つて、お聞かせを願いたいと思つて、今日テーマにさせてもらったところでございます。

これは耐震化工事が不可能な建物ということで、あそこへまた新しく建てることもできないんですよ。しかし、今も使つておられるということ、ずっと見ているのですけれども、まず町長に今後のことを聞く前に、現在の利用状況を、ここにも書きましたけれども、年間利用状況、あるいは利用団体及びどういった種目を、今、使つておられるのか。ちょっとこの辺をまず聞きたいと思つています。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 屋内体育館の利用状況について、説明を申し上げます。

平成27年度の実績でございますが、月平均66件、人数にいたしますと1,823名の方がご利用いただいております。本年度につきましては、9月までの実績ではございますが、月



64件、人数といたしまして1,859人となります。利用団体また種目でございますが、老人クラブのカローリング、これが毎週火曜日の午前9時から12時まで、利用をいただいております。25名の方が利用いただいております。

また、JFCのフットサル、これは月1回利用しておるわけですが、月曜日の19時30分から21時30分まで30名の登録があります。また、玉城中学校の卓球部、クラブ活動ですが、これにつきましては、毎日授業が終了してから夕刻までということ、30人利用しております。また玉城町の弓道協会でございます。これは夜間でございますが、毎週火曜日の、弓道協会、弓です。毎週火曜日の19時30分から21時30分までの時間帯、これは20の方がご利用いただいておりますということ。

この中でカローリング、また弓道をされる方については、昼間の時間帯で、他の団体の使用がない場合につきましても、ご利用いただいておりますという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） こうやって聞かせてもらいますと、かなりの頻度で利用しています。ずっとこう見ていると、今なかなか他に施設がありませんから、使わざるを得ないということ、使用していることは、認識をしているところでもありますけれども、こういった方々がちょっと書きましてけれども、耐震化工事が不可能な建物であるということでの認識しているのですか。どうですか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 先ほどの関係でございますが、平成24年度からそういうお話が出てきたと。その時から皆さんには、そのような周知をして、ご利用いただいておりますという状況でございます。体育館案内におきましても、掲示をいたしておりますし、また、とめてそれぞれの皆さんには、その旨の了解を得て利用いただいております。施設内には緊急地震速報警報受信装置を設置いたしておりますし、速報の発令時には、早急に広場に脱出いただくことも合わせてお願いをいたしております。なお、玉城中学校の卓球部でございますが、これにつきましても、保護者の皆様にご理解をいただきまして、年3回ほどではございますが、3秒で退室できるような訓練も実施いたしておりますという状況です。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） わかりました。周知をされておられるということで、「おら、そんなこと知らんだ。」というのではいけませんので、それはそれでいいかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたけれども、この24年4月から7月まで4回の議員懇談会での協議をしていた中で、じゃどうして終わったのかとなりますと、これは最終的には辻村町長の新しく建て替える方向で考えたいというお話がございまして、それで議論の終結をみたわけでありませう。

そういった文言は、ちょっと違うかも知れませんが、結果的にはそういうお話がございまして、今、今後の方向性についてでありますけれども、計画をなさっておられるのか。またこれから計画をする予定があるのか。これは建替えという意味で計画を考えておられるのかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 以前からも何度か議会でも検討いただいたことは、感謝を申し上げておるわけでありませうし、今、事務局長から申し上げたような形で、非常に利用があつて、しかし、耐震がないというところの理解のもとに、できるだけの対策をとりながら、子ど

もたち、一般社会人、高齢者の皆さんも利用していただいております。総合計画でもお示しをさせていただいております、この総合計画、28年からの後期基本計画の中でも、整備の検討したいことを掲げさせていただいております。特に中央公民館、旧改善センターにおきましても、既に34年が経過しておりますし、また、体育センターにおきましても、相当の傷みもあるわけでございますので、やはり町の皆さん方がスポーツが盛んになってきて、利用頻度も高いという今の現状でございますから、やはり町財政、将来のところも十分検討しながら、できれば今の中央公民館グラウンド、体育館辺りのところに、新しい体育館をつくるという計画を、これから進めていきたいと思っております。

まだどういう土地利用で、どんな計画をもっていくというところまでは、検討に至っておりませんが、少し前向きな形で計画をさせていただいて、そして、そのレイアウトのなかでは、当然のことながら、あらかじめ議員の皆さん方にも相談をさせていただいて、進めていければどうかと、今のところはそういう考え方を持たせていただいております。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） 中央公民館の体育館を、今の体育館をそのままおいて、増ということですか。ちょっとわかりませんでしたので。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今の体育館をおいてではなくて、今の体育館を新しくもう一回り大きな規模にしたらどうかと思っております。今の体育館自体もご承知のように、かなり傷んでいますから、あれは旧労働省から払い下げを受けたという形になってはいますが、もう少し今の体育館もどちらかという解体して、あそこら辺り、西側も土地が道路があって、民地があって、詰まっておる部分がありますから、全体的な土地利用をどうしていくのかということを考えなければならぬと。今の体育館はこの際、解体したらどうかという考え方を、今の段階では思っておるのですけれども、それも皆さん方のご意見を聞きながら、進めたらどうかと思っております。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） わかりました。まだ構想の段階のようでございますが、まだこれからということでございますけれども、中央公民館のほうの大きな建物というお考えかなと思いましたがのですけれども、2020年には東京オリンピックがあつたり、また翌年には三重国体も決定しておるところでありますけれども、玉城町からもそういったアスリートが1人でも2人でもいけるようになると、非常に嬉しいという希望を持って、これから新しく体育館の建築に、またご尽力賜わりまして、よろしくお願ひしたいと、こんなことを思います。

4年間ずっとこういことを思っていたのですけれども、だいたい町長のお考え、計画というか、そういうことをお聞きしまして、少しホッとしているところであります。これからはひとつ子どもたちのため、また町のスポーツ発展のために、よろしくご尽力賜わりますことをお願ひしまして、質問を終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、12番 風口 尚君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩とします。

（午後 3時03分 休憩）

（午後 3時14分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開します。

一般質問を続けます。

次に、8番 北川 雅紀君の質問を許します。

8番 北川 雅紀君。

〔8番 北川 雅紀 議員が登壇〕

### 《8番 北川 雅紀 議員》

○8番（北川 雅紀） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を通告に従いさせていただきます。

今日は1点のテーマでして、空き家についてです。空き家というと、取り壊す、危ないとか、衛生上良くないという理由で、自治体に取り壊すという視点と、そして、利活用という2つの視点があります。この1年で、北議員と竹内議員が質問していただいたのが、利活用のほうだったのですけれども、今回は、私は自治体に取り壊したりするほうの話を重点に、またその後で、最後には利活用について質問させていただきます。

それでは、まず国全体のことで、野村総合研究所が昨年6月に発表しました空き家についてのデータを、そのデータによると2033年には、空き家件数は全国で2,140万件あまり、空き家率は30.2%と到達するということです。現在、今年がだいたい15%ぐらいですので、今から20年以内に、15年後ぐらいには倍になると、それが30%だと。それは玉城町も同じようなことが起こると、データ上からは推測されますので、今、玉城町の中で重要な施策というものがあれば、空き家というのはかなり上位に入ってくるという視点から質問させていただきます。

まずは国が昨年5月に空き家に対する法律をつくりました。空き家対策特別措置法という法律です。これが昨年5月、ようやく自治体がいرونなところでやっていたのですけれども、国も真剣に取り組んで、法律をつくって各自治体に法的根拠を与えたという形なのですが、そういった流れの中で、今、全国でかなり空き家に対して、流れたが変わってきたというか、いろんな施策が打ち出されてきています。そういったことで、玉城町の現状の話と、今後の展望ということで、まずは全国、空き家条例みたいなをつくっているのが、1,700自治体中400以上あるんです。条例をつくってやっているというところと、去年、国が空き家対策特別措置法をつくって、その中で各自治体は空き家の基本計画みたいなをつくってくださいという事が入っています。

それが再来年、2018年までには80%の自治体ができているだろうと国交省が言っています。そういった条例や空き家基本計画ということも含めて、今、町としてはどういったことを考えていますか、計画をつくっていかうとしているのか、条例をつくっていかうとしているのか、どういったスタンスで、今後取り組んでいかうと考えていますか。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 空き家について、北川議員から質問をいただきました。今の質問の中にもございましたように、まさに地方だけではなく、都市部でもそうでありましてけれども、この空き家が大きな問題になっております。町としても、当然のことながら27年5月に施行になった空き家等対策推進に関する特別措置法に基づき、対策を講じていかなければならないと思っています。

したがって、前回の議員からの質問等にも、お答えをさせていただいておるように、平成29年度に実態調査及び空き家対策計画の策定に着手をしたいと、こういう考え方でおります。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） まずは条例ということではなくて、計画を今年とかから準備し始めて、29年度に作り終わるということで、よろしいですね。それを踏まえた上で、まず玉城町のデータとして、戸建てというか、家ですね、家というものが全体で、玉城町内に何戸あって、そのうち空き家は何戸あるのですか。その中で、危険なものとかが特定空き家という種類になるのですけれども、まず特定空き家という話ではなくて、全部の家の数と、それと空き家の数ということをお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 対象となる戸数はどれだけかというご質問でございまして、一戸一戸ひろってはございませんが、各家によりまして、2戸3戸あったり、そんな場合がありますので、それで全国の平均から世帯、今の戸数から積算をいたしますと、だいたい想定総数といたしまして6,617戸、これは係数をかけたんですけど、それで三重県の平均空き家率というのが、14.8%ありまして、想定空き家数というのが、約980戸ということになっていますが、平成25年にしました実態調査、自治区の区長さんの協力をいただいた中では83件、その中で特定空き家に該当するであろう物件が15という報告を、以前もさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） その6,600戸の家があるという数値は、おそらく実態とあっていると思うのですが、空き家の数が三重県の統計と比較すると、1,000近くあるということですが、その調査というのは実際にしてないのですか。自治区に25年に聞いて、83件あったということですが、それは玉城町の実態ではないと思うのです。自治区に加入してない家もたくさんありますので、もうだいぶ2年、3年経っていますので、25年から、そういった調査はちゃんとしてないのですか。玉城町にどれだけ空き家があるというのは、そして、やってないのであれば、これからどうしていこうとしていますか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 25年に調査してから、今までの時点修正というのをしてございせんので、当初、町長からご答弁申し上げたとおり、29年にまず実態調査、それに基づいて空き家対策計画、こちらのほうに進めたいということでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 29年に計画をつくるのに、29年の実態調査ということでいいのですか。またその調査というのは、今、これまでやったように自治区の区長に聞くというのやと、多分6,600中4,000ぐらいしか把握できないと思うんです。自治区に加入してない家がたくさんありますので、2,000戸ぐらいあるかなと思いますので、どんな調査をしてこうと思っていますか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） ちょっとまだ予算立てもできていないものですから、私の構想の中でございますけど、専門のコンサルト会社、そういうところに委託をいたしたいと思っていますし、ある程度の専門性をもった方の調査をする中で、あと所有者の意向も含めた

アンケート調査までできたらと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 来年のことなので、予算がもうじき出てくると思うので、その予算の案というのは、今、考えていると思うので、まずは全部把握するような形がいいかなと思います。

そして、話は先ほど言っていたデータです。83件が自治区からあがってきたと。そのうち15件が特定空き家と思われるという答弁を、半年ぐらい前にされたと思うのですが、特定空き家というのは、法的に国が規定してまして、ここに書いてあるとおり、上から4項あるのですが、そのまま放置すれば倒壊など、著しく保安上危険となるおそれがある。これですね、倒壊とかいう感じ、危険なところ、そして、2つ目がそのまま放置すると著しく衛生上有害となるおそれがある状態、これが異臭を放ったりとか、蚊とか、そういうものだと想定されていると思うのですが、そして、もう1項、3つ目が適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。これが景観、落書きとか、それや町の法律が定めている景観法とかに沿っていないものという想定です。4つ目が、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、これは歩行者の通行を妨げているとか、白蟻とか大量発生して、周辺に悪影響を及ぼしているとか、そういうやつだと思うんです。

国の法律で、去年5月に完全施行された趣旨としては、その利活用ということはなくて、地方自治体がこれらの今、特定空き家というものに指定されたものを取り壊したり、強制代執行、その前に勧告とか命令とか、段階部分でやるのですが、そういうことができるようになったという法律です。それで、先ほど15件あったという想定されたという話でしたけれども、その議会の時に、今後、立入調査をして実態を見てみるという話でしたので、まずは立入調査をその15件に対してしたのか。また、したのであれば、先ほどいった4つの項目がありますね、危険とか衛生上とか、そのどのいったものに何件該当したか教えてください。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 当時、25年では15件ということで報告をさせていただいたわけですが、その当時、ガイドラインというものも示されておりませんので、先ほど北川議員が申された、先ほどの4要件に合わせた中で、どうであったかということですが、町職員ですので、専門的知識を持たない、町担当による外見からの目視ということで、お答えをさせていただきますが、15件のうち放置すれば倒壊等、もしくは保安上危険のあるおそれのある状況、それが4件。それと、あとその他周辺の生活環境保全を図るために放置することが不相当である状況、これが9件ということで、合わせて13件、12件は該当除外という結果でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 先ほどの表で示した倒壊とか危険というのが4件、そして衛生上というのが9件ということで、一応そういう報告が各区からあって、それで客観的に見て、それはそういうものに特定空き家というものに該当するんじゃないかということの判断か、今、数字として出たと思うのですが、それは玉城町として特定空き家として認定したということでもいいんですか。それとも29年度に向けて、正式に認定していくというなんか、玉城町独自の何かルールを決めて、それで正式にそれが特定空き家になるとい

うことで、どっちですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 先ほどのご質問ですが、特定空き家に認定したかという、そうではございません。特定空き家と思われる該当するであろうという状況であります。特定空き家の認定につきましては、条例等を整備した中で、それに該当する、町が認定することが必要かと思っておりますので、今のところ認定までは至っていないという状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） それはルールが固まってからのほうがいいと思うので、そのほうがいいと思います。たださっき言いましたけれども、条例にするということをやっている自治体と、やらない自治体があるわけです。特措法、国の法律ができましたので、そこで全て対処するという考えを持っていけば、条例をつくらなくて、その特措法ができる前に400自治体ぐらい、空き家条例、利活用とか、取り壊しとかの内容を含むような条例をつくっていたところがあるのですけれども、それは特措法が出た5月以降も増えているのですが、国の法律ができたので、条例のほうを破棄したというところもあるんです。かぶっていた部分とか、同じような内容やったので、やめるという部分があったので、そこら辺はどうなんですか、計画だけをつくるのか、それとも特措法というものがあって、なおかつ条例をつくっていかうと考えるのか、今ですと、ちょっとどっちかわからなかったんで、考えだけかまいませんので。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） まだ玉城町の状況というのが、まだ実態調査、これをしっかりした中で把握をして、条例が必要であるのかないのか、その辺、玉城町に沿うような状況、そういうものを検討いたしたいということでございます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） それで、先ほど玉城町の状況を今いいますと、国の法律としては、このような形が特措法でうたったわけです。立入検査をしていいと、危ないとか衛生上ということが問題あるようなところはしていいよと。した結果、先ほど言った特定空き家というものに認定されたら、その次に修繕や伐採の助言、指導というものがして、更にそれでも直らないと、固定資産税の特例対象から外される勧告、今、国のほうで問題になっていますけども、建物、更地と建物があるのでは、固定資産税が最大6倍違って、4倍ぐらいというような話があって、取り壊さないほうが、固定資産税が安くなると、建物が建っていたほうがという問題があるのですけれども、それを外せるということがあります。

そして、それでもまだ直さない場合は、命令です、執行猶予をつけて、違反したら罰金とかもあるのですけれども、それで最終的に費用を所有者から徴収する、行政代執行という段階に大きくわかるのですけれども、これは私の考えですけれども、時代の流れというか、代執行をするようなものだと思うんです。それは全国の自治体も同じでして、あまり行政で行政代執行はやってこなかったのですけれども、去年、施行されてからもう20件もしました、いろんな自治体が、それほど切迫しているというか、行政がそういうやりたがらなかった法律なのに、代執行というものを20件以上も適用されているということは、やっぱりすごく必要なことだと思うんです。社会の秩序を守るためになので、今、これをしていいという状況ですけれども、玉城町は来年度に計画を発表して、その以降していく

という話だったのですが、今できるし、今やらなければいけないところというのはないんですか。2年、3年、様子を見ても来年度に計画ができて、その後にやっていくというものでも、いいものばかりなんですか、そこら辺、緊急性があるものはどうかということはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 今の状況でございますけれども、議員のフロップにもありますので、立入調査、調査ということで、家屋の中までは入ってないのですが、外見からの目視によりまして、ある程度の特定をする中で、あとその建物の所有でありますとか、土地の所有者、これらの権利の調査、こんなものを進めていると、あと合わせまして、また特定空き家の認定までしていませんんですけど、実際、地区からご相談いただいております物件につきましては、そこで指導、助言というところがあるんですけど、まだ法にまではいかないのですけれども、保有、指導、相談、助言というところまでいっておる物件というのも、実際ございます。まだ今できるのは、そこまでぐらいかと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 暫時休憩をします。

（午後 3時33分 休憩）

（午後 3時40分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開します。

○8番（北川 雅紀） ちょっとマイクの不調があったので、議論とは関係ないので。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 先ほどの答弁ですと、緊急性があるものはないということだったので、来年度中に計画を立てて、いろんなことをやってもらうというので、良いものをつくり上げるためには時間が必要なので、いいかなと思います。そして、来年度計画をつくり上げるという中で、僕は法律を読んでおって重要だなと思ったところが、この2番目に行政の職員とかか立入調査をする。そして、特定空き家という、取り壊しとか、命令するとか勧告するというものを認定するということにですが、その特定空き家に認定するところに、法律の中では第7条に特定空き家かどうかの判断は、行政だけの判断だけではなくて、市町村長、地域住民、市町村の議会議員、ホーム、不動産、建設、文化等に関する学識経験者などで構成される協議会で審議し、慎重な対応をしたほうが望ましいとしているんです。

実際多くの法律、自治体を見ましたけど、ほとんど協議会を設置しています。これは来年度から始まるということなので、もうそろそろ準備、人に声をかけたり、どういう人選するかなという組織づくりはしやないかなと思うのですが、まずそういう協議会をつくって判断してこうと思っているのか。そして、そういったことがどういった、やるのであれば、内容になるのかということはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 協議会の設置については、どうかという質問かと思えますし、かなり空き家に対しての専門性というものをいろんな立場から見る、ご意見をいただくと、特に建築関係とか、不動産関係、土地家屋調査の関係、そういうのを各方面から学識経験者のご意見を聞きたいという意味でも、私としては協議会等を立ち上げたい。その前に、町の中での検討委員会というものを経てから、そういう協議会にかけられればと思っております。

ざいます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 協議会をつくと結論を出す時間が伸びたり、意見を集約するのが難しいということがあるかも知れませんが、この法律の最終的なきつところ、代執行という、財産を侵害するというか、財産を行政のほうで法によってとってしまうところなので、やっぱり慎重にいったほうがいいと思いますので、協議会は是非設置していただいて、幅広い意見がいいと思います。それを計画として持って、専門的な意見とかを聞くということが望ましいと思います。

そして、国のほうですけれども、全国で危ないところとか、増えた中でつくりましたガイドラインを、先ほど説明した4つあります、衛生とか危険とか、その中で防犯という言葉が入ってないんです。あるのは危険かどうかとか、衛生上とか、景観とか、生活環境の保全というところが書いてあって、防犯と視点を入れるかということが、各自治体で考え方がわかれているところです。なので、そういった面の考え方というのは、どうですか、玉城町は防犯という考えを入れていこうと考えているのか、どうですか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 空き家と防犯といいますか、防犯だけに仮にとらえた時に、今、一番多いのが車上狙いですが、空き巣、そういった類の事案が発生しておりますが、空き家に関する防犯につきましての情報というのは、今のところはございません。その中でまずこういう仮に事案が発生した場合には、もちろん防災無線で住民の皆さんに注意を促していく。また情報を伝えていくというのは大事でありましようけれども、一番大事なのは、その地域また近隣との協力体制をつくっていくというのが肝心なところかと思えます。

今、現状動きを見てみますと、私ども生活福祉課の所管をいたします中に、生活安全推進協議会というのがございますけども、こちらと青少年を育てる会の指導部会、共に青色パトロールなんかもしていただいております。今後、活動を統合していくような具体的な動きもございますので、そういったところから、防犯とか安全を更に拡大をしていく機会が増えていくのではないかと、そういった観点からも空き家の防犯もかねて、活動をしていけたらと思っております。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） この防犯ということが想定しているのは、一例ですけれども、例えばきれいにしているし、年一回ぐらい管理もしているし、しているのですが、青少年の非行とかのたまり場になったりとか、それとか車の駐車場があって、見えにくくなっている、それで車上荒らしとかできやすいとか、犯罪の死角となるようなものになっているとか、そういったものを想定していると思うのですが、やっぱり国が想定してなかった部分でも、各地方自治体がそういったことも現実問題として想っていて、想定して条例に入れたり、3個目の部分ですが、そこで生活に支障があるところを、法的に条文を解釈して、それが防犯につながっているという考えをして、やっているところもありますので、そういったものも玉城町としては、必要かなと思っておりますので、それを入れていくようにしてもらえなと思います。

そして、またここも各自治体で意見がわかれるところですが、一戸建てというところを想定していると思うのですけれども、頭の中では、でもアパートとか、ただ構造物みたい



な、例えばガソリンのでかいタンクだけとか、それとか木だけが目茶苦茶生えているとか、そういったものが、どういう法的に対象にするのかということが、解釈がわかっていたりすることもあるんです。京都市とかは家じゃなくて、建物でもなくても、何か極端に言えばブロックだけが積んであって、崩れそうで危ないとかでも、この法律の中に適用すると解釈しているところかあって、そういった部分でアパートとかも入ってくるのですアパートをたくさん入るところありますよね、人が。

でも一人だけいたら、オクケーとしているところもありますし、一人いるんですけれども、ほかが危なかったら、それは指導とか勧告の対象にしているとか、解釈がいろいろ異なっているので、玉城町としてはちょっと早いのですけれども、そういったことをもうそろそろ考える時期なので、そこら辺はどうですか、考え方として。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） まだ決定したことでございませぬので、まだ私の思いの中でのことを述べさせていただきます。アパートについて、まずどうやということ、一戸でも住んでおれば、それはアパートでありますので、所有者があつたり、管理会社があつたりしますので、そちらのほうの管轄で空き家ということには該当しないと思ひますし、アパート全体が、全員空き家になっておつて、管理がずさんになっておるといふのだつたら、この空き家ということに該当するかと思ひますし、あと構造物についてですが、いろんな構造物がありますので、それはケースバイケースで考えていかなければいけないと思ひております。以上です

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） アパートについては1人いたら、それは該当しないという国の考えがあるので、僕もそつちのほうがいいと思ひます。たぶん想定しているのは、長屋とかだと思ひます。それが、人が何箇所かのうち1戸おつても、そういう対象にするといふのは、玉城町にはないので、そういう長屋のことじゃないかと思ひるので、そこはいいのですけれども、やっぱり構造物ですね、家じゃなくても危ないものとか、家じゃなくても、衛生上に支障を起しているとか、景観を損なっているといふものは、こういう是正とか勧告とか、命令とかして所有者に対して、そういったことを改善してくださいと主張していつて、最終的には従わなければ、費用はもらいますので、強制代執行でやるような形にとつていくのが、社会の秩序、行政しかやれない役割ですので、そういったことをやつていくのかなと思ひています。

そして、危ないところ、危険なところといふところの話は、これで終わつて、それは取り壊す対象特定空き家といふものです、自治体が認定して、そして段階を踏んで取り壊すといふところまでいくといふ、空き家に関して取り壊す特定空き家といふ話は、一旦終わりますして、もう一個は空き家の、特定空き家に認定される前の使える空き家ですが、何かに利活用したり、またリフォームして居住の家になるような、そこもやつていかないとだめやと思ひます。今、玉城町長も半年前ぐらいに話していただきましたけれども、下外城田だと、1歳とか0歳の学年の子が、小学校が10人以下やと、だから1学年が下外城田だと10人以下になってしまうようなことになると。それを話してもらつて、自分なりに考えたのですが、やっぱり建てる家がないです、土地がないといひますか、それが僕は一番の問題だと思ひます。田丸とか外城田、有田はまだ新築の一戸建てを集合で建てる土地であるので、どかつと新しい入居者がきて、新しい人が入つてくる場所があるのです

が、下外城田だけそうやって極端に少ない現状を見ると、やっぱり公園通りが満杯になって、一定の機関が終わって、新しい人が入ってくる場所、または農地とかではなくて、白地で家を建てる場所が少ないという現状があると思います。そういったことを踏まえて、空き家の利活用はすごく重要だと思うんです。

今、町で一番重要なのは少子高齢化、人口減少だと思うのですが、その一番具体的な施策、特効薬というので住み家をつくる空き家というのは、結構リンクしてきて重要と思うので、最初にすごく町で重要だと言ったのですが、そういった部分で、私が住んでいる中角は23軒家がいって、たぶん30戸ぐらい家があると思うので、30戸のうち3軒は空き家かなと思うところがあるんです。ちゃんと調べたわけやないですけど、そこが取り壊して新しい家が建つ、さっき言った話ですね、そのほかにも利活用されとか、リフォームされるというので、新しく入ってこれるようなところになれば、人も増える可能性があるんで、次はその利活用という話に絞って、そういう考え施策というものは何か考えたり、計画はあるんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 空き家の利活用についてのお尋ねでございます。実体調査をやらせていただきたい。実施したいというところがございまして、その中にはまず所有者の方の意向、考え方もあると思いますし、また、その空き家の状態、直ぐに入れる状態なんか、ちょっと手を加えれば、入れる状態なのか、そんなところあると思いますので、その辺、実態調査の結果を見ながら、対応を考えていきたいし、必要によっては空き家バンクというような取り組みをしておる市町もございまして、そんなことを空き家対策計画の中で、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そうですね、空き家バンクというのは、相当な数の自治体がやっていて、それは結構手間もいらず、民間からここが空き家です、登録させてくださいといって、登録を自治体行政が管理して、そして空き家ないですかと来るほかの人に紹介したり、つなげる役割をしたりというのが、空き家バンクの基本的な形だと思うのですが、玉城町はそれはやってないので、そういうこともやって、そしてさっきの言った国の強制代執行ということもやって、それがまず行政の2つの視点の目的というか、役割だと思うのですが、ほかにも行政だけでは手は回りませんし、行政だけではアイデアとか、そういうことも幅広く持てませんので、やっぱり民間の活力、民間の力ということが重要だと思うんです。

そういった意味で、今、町内に空き家を使わせてくださいとか、空き家をこうしたいんですと言っておるような団体があったり、他の自治体では空き家を管理するだけみたいな会社があるんです。月に何回とか、年に何回きて、それが特定空き家にならんように、所有者から仕事として依頼されて、その空き家を管理するという民間の会社があったり、そういった地元の人の団体、また、外の営利目的の会社みたいなので、空き家を玉城町のどうかという関連の話というのは、これまであったのか、それとももう利活用しているのかという部分はどうか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 現行というのですか、今までの実績の中で、上町の「協」（かなう）の有効利用、実績というのものもある中で、あと勝田町の成瀬薬局さん跡のまちかど博物

館などの取り組みの実績はあるのですが、その後、町内団体とか、町外民間会社からのお問い合わせとか、希望というのは特に聞いてございません。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 最初にこの利活用のごことでいいましたけれども、転入者とか、新しい人口が増えるとかいう部分と、商業のほうの考え方もあるんですね。やっぱり全国で起こっている商店街の衰退とか、そのシャッター街が出てくるとか、それもうまいこと利活用すれば商業の発展、その町の産業の発展につながるの、そういった部分でも、これは行政があまり頑張っても、補助金とか制度をつくるぐらいで、やっぱり民間の人らが頑張らないかんことですし、アイデアも持たないかんことなので、そこを促すようなくすぐるような政策みたいなのが必要かなと思うのですけれども、政策としては何かあるんですか、こんな補助金とか、まず利活用や修繕についての国の制度でもいいですし、県でもいいですし、玉城町でもいいですし、その空き家というものも利活用したり、修繕する補助金または何かの制度というのはどうですか、現実的に。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 空き家の利活用に対します補助や、撤去にかかります補助制度はないかというご質問でございますが、町独自のものはございませんでして、県補助金で平成 23 年度から耐震診断をした後の耐震補強工事に伴いますリフォームで、3分の1で上限 20 万円の補助制度、それがあのみでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 国のほうで、国交省の 2016 年度に空き家対策に取り組む自治体や民間業者を支援する補助制度を新設したのですけれども、それは一般の人とか、今からやるというのは無理なことですか。なんか 2015 年度に申請しただけの人しか無理とか、そういった制度なんですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 空き家対策の支援事業というのがございますのですけれども、その前提条件といたしまして、空き家対策計画が策定できておるとというのが、まず第一条件になっていますので、それができてからの後のことかなと思います。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 来年度空き家計画ができて、来年度申請しても間に合うようなものですか、それは。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 補助事業は一般的に前年度に枠を申請しておいて、その後になりますので、うまくいけば 29 年に計画を立てて、30 年度の申請に間に合うかと思えます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 次にさっき利活用と修繕の話だったのですが、撤去にかかわる補助金みたいな制度は、国県とか、玉城町というのはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 撤去にかかります補助制度でございますけど、先ほど私が申し上げました空き家対策の支援事業というのがございまして、その中で撤去の2分の1の補助するという規定がございます。それにつましても、空き家対策計画が策定されておるとい

うのが、必要条件となってございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） やっぱり空き家対策は2018年度に80%の自治体になるというのは、そういった理由かなと思います。なので計画どおり、29年度中、来年度中につくり上げてもらって、そういったいろんな制度が使えるような体制にしてほしいと思っています。

そして、さっき抜かしてしまったので、その空き家のデータベース化というものを、場所とか所有者、地権者などの把握、それを1個のデータにすれば、継続してできますし、エリアとかでいろんな分析もできますということは、計画としてあるのかどうか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 空き家のデータベース化のお尋ねということでございます。紙ベースで実態調査、25年度したものは持っておりますのですが、電子化したものはございませんし、それも更新もされてないという中で、今回予算の中で、まだ査定はされていないのですけれども、29年に実態調査をした中で、やはり今後活用していくには、電子データ化、データベース化は、私は必要だと思っていますので、その辺で検討をさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そうですね、すごく本当に町にとって、重要な施策だと思いますし、2033年には本当に30%を超えるという数に、空き家が増えてくるので、それを避けるような、またはそれが素晴らしい展開にできるようなことにして、まずは安全とか、衛生を守るような自治体にして、それに更に利活用や修繕をうまく使って、新しい人が入ってきたり、商業が活性化して、お金が儲けられるような、すごく多岐にわたる成果を生む政策だと思いますので、是非この空き家に関して、もう他はやっていますので、他の自治体はかなり進んでいますので、かなり複雑で大きなビジョンを描くのは難しいとジャンルではあるのですけれども、来年度中にこれをまとめて、すばらしい制度、または素晴らしい町の未来が見えるようなものにしてほしいと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、8番 北川 雅紀君の質問は終わりました。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中瀬 信之） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。なお、明日9日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。ご苦労さまでした。

（午後4時03分 延会）